

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



出生国情報報告

ウガンダ

2006年4月

RDS-IND

出生国情報局

目次

	項目
1. 文書の範囲	1.01
国別情報に関する諮問委員会	1.11
2. 地理	2.01
3. 経済	3.01
4. 歴史	4.01
5. 国家構造	5.01
憲法	5.01
市民権と国籍	5.11
政治体制	5.15
- 2000年の国民投票	5.19
- 2001年3月の大統領選挙	5.21
- 2001年6月の議会選挙	5.22
- 2006年2月の大統領選挙	5.27
- Reform Agenda (政治団体)	5.32
- Forum for Democratic Change (政治団体)	5.37
司法	5.39
反逆罪	5.44
法的権利/拘留	5.48
死刑	5.53
拷問	5.58
国内治安	5.66
治安部隊	5.70
刑務所と刑務所の状態	5.72
兵役	5.78
LRAの反乱者が軍に入隊	5.81
医療	5.88
鎌状赤血球	5.93
HIV/AIDS	5.95
抗レトロウイルス薬 (ARV)	5.100
精神疾患	5.108
障害者	5.112
教育制度	5.116
6. 人権	6.01
概観	6.01
- 恩赦	6.06
言論の自由とメディア	6.11
ジャーナリスト	6.14
信教の自由	6.18
宗教団体	6.21
集会と結社の自由	6.25
雇用の権利	6.30
人身売買	6.32
移動の自由	6.35
難民	6.37
6.B 人権 – 具体的なグループ	6.39
民族グループ	6.39

- Acholi族	6.42
- Karamoja族.....	6.46
女性	6.51
家族関係法案 (DRB)	6.62
児童	6.64
保育制度.....	6.73
女性器切除 (FGM)	6.74
同性愛者、両性愛者、性同一性障害者 (LGBT)	6.79
反乱者グループ	6.84
- LRA.....	6.84
-和平プロセス	6.95
-統一民主同盟 (ADF)	6.108
-ナイル西岸戦線 (WNBf)	6.110
-ウガンダ国民救済戦線 (UNRF II)	6.113
- NALU.....	6.117
- CAMP	6.118
- PRA	6.120
6. C 人権 — その他の問題点	
亡命失敗者の処遇.....	6.132
非政府組織 (NGO) に対する処遇.....	6.133
国内難民 (IDP)	6.135

ANNEXES

- Annex A – Chronology of Major Events
- Annex B – Maps of Uganda
- Annex C – Political Organisations
- Annex D – List of Abbreviations
- Annex E – Prominent People
- Annex F – References to Source Material

1. 文書の範囲

- 1.01 本出生国情報報告書（以下、COI 報告書）は、亡命／人権に関する決定プロセスに関わる政府職員が使用するために内務省調査統計局（RDS）の出生国情報サービスが作成したものである。本報告書は、英国でなされる亡命／人権の申し立てにおいて提起されることが最も多い問題点についての一般的な背景情報を提供する。本報告書には、**2006年3月10日**までに利用可能であった情報が含まれている。
- 1.02 本報告書はその全体が、定評ある幅広い外部情報源の作成した資料から編纂されたものであり、内務省の見解または方針はいっさい含んでいない。報告書のテキスト全般に含まれている情報はすべて、亡命／人権に関する決定プロセスで作業をする者にとって利用可能である本来の原資料によるものである。
- 1.03 本報告書は、亡命と人権の申請において提起される主な問題点に焦点を置いて、特定された原資料の概要を示すことを目的としており、詳細な、または包括的な概観となることは意図されていない。より詳細な説明については、該当する原文書を直接検証されたい。
- 1.04 COI 報告書の構成と形式は、内務省のケースワーカーと上訴を提起する政府職員による利用法を反映している。これら職員は具体的な問題点に関する情報に電子的に迅速にアクセスすることを必要とし、内容ページを利用して、必要なテーマに直行する。重要な問題点は通常、それ専用のセクションの中である程度詳細に取り上げられるが、他のいくつかのセクションにおいて簡単に言及される場合もある。このため、報告書の構造にはある程度の反復が内在している。
- 1.05 本 COI 報告書に含まれている情報は、原文書から特定可能なものに限定されている。特定のテーマに関連するすべての側面を取り上げるためにあらゆる努力がなされているが、関係情報を入手することが常に可能なわけではない。このため、本報告書に含まれている情報が、実際に述べられている以上のものを暗示していると受け取るべきではないことに留意すべきである。例えば、特定の法律が可決されたと述べられていても、それが効果的に施行されたと明言されていない限り、そういう意味だと受け取るべきではない。
- 1.06 上述のように、本報告書は信頼のおけるいくつもの情報源の作成した資料をまとめたものである。報告書の編集に当たっては、異なる原文書に示されている情報の矛盾を解決するための試みはいっさい行われていない。異なる原文書に、個人、場所や政党等の名称や綴りについて異なるバージョンが記載されていることが多いことがその例である。COI 報告書は綴りを一貫したものにすることではなく、本来の原文書に用いられている綴りを忠実に反映させることを目指している。同様に、異なる原文書に示される数値は時として異なり、これらはオリジナルのテキスト通りにそのまま引用される。本文書において「ママ」という用語が用いられるのは、引用したテキストの中における不正確な綴り、またはタイプミスを示す場合のみであり、資料の内容についての何らかのコメントを暗示する意図はない。
- 1.07 本報告書は実質的に、過去 2 年間に出版された原文書を基本としている。ただし、最近の文書では利用可能でない関係情報を記載しているために、より古い原文書が含まれている場合がある。すべての情報源には、本報告書の発行時点で妥当であると見なされた情報が含まれている。

- 1.08 本 COI 報告書、及び添付の原資料は、公文書である。COI 報告書はすべて、内務省のウェブサイトの RDS のセクションで公表されており、報告書の原資料の大多数は、パブリックドメインにおいて容易に入手することができる。報告書において特定されている原文書が電子形式で利用可能な場合には、当該のウェブにアクセスした日付と共に、そのウェブへのリンクが示されている。政府部局が提供しているものや購読サービスによるものなど、それほど容易にアクセスできない原文書については、請求すれば内務省からコピーが入手可能である。
- 1.09 COI 報告書は、亡命者を最も多く出している 20 カ国、及び業務上の具体的なニーズがあると見なされる国々について、6 ヶ月ごとに発行される。このため、COI 報告書に記載されている情報が次の発行日までの間に発生する事象によって追い越される場合があるのは止むを得ないことである。内務省職員は、これもやはり RDS のウェブサイトで公表されている出生国情報速報によって国情の大きな変化についての情報を得る。内務省職員は具体的な問い合わせのために、情報要請サービスにも常にアクセスしている。
- 1.10 本 COI 報告書の作成に当たって、内務省は利用可能な原資料の正確かつバランスのとれた要約を示そうとした。本報告書に関する意見、または追加すべき原資料についての提案は大いに歓迎される。提案があれば以下の要領で内務省に提出されたい。

内務省出生国情報サービス

Home Office

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR0 9YA

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト URL: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国別情報に関する諮問委員会

- 1.11 国別情報に関する独立の諮問委員会が 2002 年国籍・移民・庇護法に基づき、内務省の出生国情報資料の内容について内務省に提言を行うために設立された。同諮問委員会は内務省のCOI報告書、及びその他の出生国情報資料に関するあらゆるフィードバックを歓迎する。同委員会の作業についての情報は、同委員会のウェブサイト (www.apci.org.uk) に掲載されている。
- 1.12 内務省の資料または手続きを是認することは、諮問委員会の役割ではない。諮問委員会はその業務の過程において、選び出された内務省の個々の COI 報告書の内容を直接に検討するが、この検討が行われたことも、なされたコメントも、資料についての是認を意味するものと受け取るべきではない。同委員会が検証した資料の中には、処分停止の上訴を求める根拠なしとされる国 (NSA) のリストに指定されている、または指定が提案されている国に関係するものがある。このような場合、諮問委員会の作業は、特定の国を NSA に指定するという決定または提案を是認するものと解釈すべきではないし、NSA のプロセスそのものを是認するものと解釈すべきでもない。

国別情報に関する諮問委員会

電子メール:apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイトURL: www.apci.org.uk

2.地理

- 2.01 2006年1月5日に更新された外務・英連邦省（FCO）のウェブサイトは、次のように述べている。

「ウガンダはアフリカ中央部の赤道にある内陸国である。スーダン、コンゴ民主共和国、ルワンダ、タンザニア及びケニアと国境を接している。国土面積の20%が内陸湖によって占められている。その他の国土は熱帯雨林、サバンナから西の国境地帯の山岳地までの幅がある。気候は熱帯性である」

- 2.02 Europa World のウェブサイト・サーベイは、ウガンダは北部でスーダンと、西部でコンゴ民主共和国と、東部でケニアと、南部でルワンダ、タンザニアと国境を接し、南部ではビクトリア湖とも接していると述べている。「気候は熱帯性で、気温は高度が高いために和らげられて 15°C から 30°C である」

- 2.03 米国中央情報局（CIA）の World Factbook（2006年1月10日に更新）からの情報は、ウガンダ共和国の人口は 27,269,482 人であるとしている（注：この国についての推定値は、AIDS による極度に高い死亡率の影響を勘案している）。

- 2.04 FCO のウガンダに関する 2006年1月付のカントリー・プロフィールには、「20 を上回る部族があり、中で最も大規模なのが Baganda、Banyankole、Basoga、Iteso、Acholi と Langi である。アジア系及び欧州系のコミュニティは依然として小さい。主要な宗教はキリスト教だが、かなりの規模のイスラム教徒のマイノリティがいる」と記録されている。World Factbook は、英語が公用語で小学校で教えられ、裁判所やほとんどの新聞、複数のラジオ放送で用いられていると述べている。首都では、母国語の出版物には Luganda 語もしくは Ganda 語の方が好まれ、学校でも教えられる場合がある。

- 2.05 2005年の Europa Regional Survey は、ウガンダの首都がカンパラであり、主要都市は Gulu、Lira、Jinja、Mbale、Mbarara、Masaka であることを確認している。

- 2.06 国連高等弁務官（UNHCR）は 2005年12月1日に、ウガンダで利用可能な物流施設にハイライトを当てた業務実施用地図を公表した。この地図には、以下のリンクからアクセスすることができる。

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/publ/openssl.pdf?tbl=PUBL&id=43706f080>

ウガンダの地図に関するさらなる言及は、付属書 B に示されている。

地理に関する詳細情報については、**Regional Surveys of the World. Africa South of the Sahara**（2005年、第34版）*を参照。

3. 経済

3.01 Economist Intelligence Unit (EIU) の 2006 年 1 月のウガンダに関するカンントリー・レポートは、次のように述べている。

「ウガンダの貧困撲滅行動計画（PEAP）は、経済成長と貧困削減を支える同国のマクロ経済政策、構造政策と社会政策を示している。政策決定の主要目標には、徴税の改善、財政赤字の管理向上、教育と医療へのアクセス拡大、国内のインフラ整備などがある。これら全ての分野において前進が期待されるが、選挙が行われて支出圧力が上昇する 2006 年には財政改善はうまく行きそうにはなく、我々はこのため、2005/06 年には財政赤字が GDP の 10% に近づくものと予測している」

3.02 EIU のレポートは、さらに次のように述べている。

「ウガンダの消費者物価指数は、およそ 45% を食料品が占めているため、食品価格の変動に大いに影響を受ける。2005 年前半は天候が不順であったため収穫が深刻な被害を受け、食品価格は大幅に上昇した。気象条件はそれ以来改善したが、農業生産高は相変わらず、病虫害などの生産の混乱から被害を受けやすく、予測期間中に食品価格は徐々にしか下がらない見通しである。加えて、食品作物のインフレ率が下がっても、石油の国際的な高値や、政府が歳入基盤を拡大しようとするの物品税引き上げなどによって相殺されるだろう。全体として見ると、インフレ率は 2005 年には平均で 8.4% となり、2006 年にはゆっくりと低下して 7.5%、2007 年には 6% になると見られている」

3.03 国際通貨基金（IMF）の理事会は 2006 年 1 月 26 日に「過去の資金援助プログラムに基づく実績」においてウガンダの実績を検討し、次のように述べた。

「最近の成長鈍化と貧困削減の後退により、高成長を維持するためには改革の第 2 波が必要である。汚職は徐々に政府の歳入にまで食い込んで、ウガンダのマクロ経済実績に影響を及ぼしている。理事会は、ウガンダにとっての主な中期的課題は、貧困を削減するために成長を維持することである、という点で意見が一致した。社会支出とインフラ支出の必要性の大きさと、援助への依存状態を緩和することの重要性を考えれば、国内の税収を効率的に拡大するためのさらなる努力が必要である。理事会は、供給の制限を緩和し、国内の金融市場に厚みをもたせて同国経済がドナーからの大規模な流入を吸収する能力を高めるためには、構造改革の順序を慎重に定めることが必要であることも強調した」

4. 歴史

- 4.01 外務・英連邦省 (FCO) のウガンダに関する 2006 年 1 月 5 日付のコントリビューション・プロファイルは、同国が 1962 年に全面的独立を達成し、Milton Obote が首相に選ばれたことを記している。

「ウガンダ人民会議 (UPC) の指導者、Milton Obote が首相に選出され、Kabaka (Buganda 国王) が執政権のない大統領に選ばれた。Obote は 1966 年に Kabaka に反旗を翻し、中央集権化された新憲法により、王国と君主制はその権力を奪われた。1971 年に、Obote は軍事クーデターによって失脚した。次いで Idi Amin が厳しい独裁制度を確立し、それが 1979 年まで続いた」

- 4.02 Europa World のウェブサイトには、次のように述べられている。

「1979 年 4 月に暫定政府である National Executive Council (NEC) が樹立され、Makerere 大学の元副総長の Dr. Yusuf Lule が大統領に就任した。[1979 年] 6 月に Lule が NEC の人事改造を試みると、反対勢力が彼の辞職を強制した。Lule の後任には Godfrey Binaisa (元法務長官) が就任したが、彼も 1980 年 5 月にはウガンダ民族解放戦線 (UNLRF) の軍事委員会によって転覆させられた」

「Obote 政権は、国内で活動しているゲリラ・グループから常に攻撃を受けていた。1981 年 6 月にタンザニアの軍隊が撤退した後、西ナイル地域からは、ウガンダの兵士が残虐行為を続けているという報告があった。1982 年 1 月には、亡命中の主な反対勢力グループ、すなわちウガンダ自由運動 (UFM)、Uganda National Rescue Front、及び Lule と彼のもとでかつて防衛大臣を務めた Yoweri Museveni 中將が率いる国民抵抗運動 (NRM) の活動を海外から調整するために、Uganda Popular Front が結成された。NRM には、Museveni の率いる軍事部門、国民抵抗軍 (NRA) があった。Lule が 1985 年に亡くなった後は Museveni が NRM と NRA の唯一の指導者となった」

- 4.03 BBC timeline はウガンダについて、Obote が 1985 年に軍事クーデターで退陣させられ、Tito Okello が後任になったと述べている。EuropaWorld のウェブサイトは、次のように付け加えている。

「1985 年 7 月、Obote は Basilio Okello 准将 (後に中將) の率いる軍事クーデターで失脚した。(Obote はその後、ザンビアにより政治亡命者に対する保護を与えられた。) 軍の最高司令官、Tito Okello 中將 (後に大将) を長とする軍事評議会が樹立されて、1 年後に選挙がおこなわれるまで国を治めることとなった。その後の数ヶ月の間に、Obote に反対していたグループは NRA と NRM を除いて (以下を参照)、新政権との合意に達して、軍事評議会における席を受け入れた。Amin を支持していた国外亡命者には特赦が宣言された。UNLA は Okello 体制のもとで残虐行為を犯し続けたと言われている」

- 4.04 上述の Europa World の 2005 年レポートは、Yoweri Museveni 率いる国民抵抗軍 (NRA) が武力でカンパラを制圧し、1986 年 1 月 29 日に Museveni が宣誓して大統領に就任したことを報告している。Museveni は 1986 年 2 月には、主に NRA と国民抵抗運動 (NRM - NRA の政治部門) のメンバーによって構

成される新内閣の組閣を発表した。内閣には、民主党（DP）、ウガンダ人民会議（UPC）、ウガンダ自由運動（UFM）、Federal Democratic Movement（FEDEMO）を含めた他の政治団体の代表者、及び前政権のメンバー3名も含まれていた。

4.05 BBC News のウガンダに関するカントリー・プロフィールは、同政権は同国の北部と西部における内乱を終結させることができていないと述べている。神の抵抗軍（LRA）の反乱者たちは数千人もの人々を殺害し、誘拐してきた。BBC News は 2005 年 2 月 22 日、和平交渉実現の努力が前進して反乱者と政権閣僚が初めて対面したものの、全面的な停戦にはまだ至っていないと報道した。

4.06 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省（USSD）の 2005 年のウガンダに関するカントリー・レポート（USSD 2005）は、次のように述べている。

「2005 年 10 月に議会は、政党が政権に参加して選挙で戦うことを可能にする一連の改革案を可決した。この改革は、7 月に行われた国民投票で、国民が複数政党制の政府を採用することに賛成したことを受けたものであった」

1962 年より前の歴史に関する詳細情報については、Europa World Yearbook 2005 を参照されたい。

5. 国家構造

憲法

5.01 2005年に公表された「Europa Regional Survey : サハラ以南のアフリカ」によれば、「1985年7月1日の軍事クーデター後、1967年憲法が停止されてすべての立法権と行政権が軍事評議会に与えられ、その議長が国家元首となった」。国別情報に関する諮問委員会の2005年3月8日の会合のために用意されたコメントで、国連高等弁務官（UNHCR）は、1985年7月に停止されたのは1967年憲法の第4章、並びに第3条と第24条だけであることを明確にした。停止が憲法全体に及んだわけではなかった。Europa Regional Surveyは、1986年1月にさらなる軍事クーデターによって、閣僚と立法権を有する国民抵抗評議会（NRC）によって補佐されて行政権をもつ大統領職が確立されたと述べている。1995年9月には憲法制定会議が憲法草案を制定した。憲法は1995年10月8日に発布された。その条件に基づいて、2000年に国民投票が実施された。

5.02 2006年1月に出された米国国務省のウガンダに関する背景情報は、次のように記していた。

「現行憲法は1995年7月12日に裁可され、1995年10月8日に発布された。憲法は、行政権を有する大統領を5年ごとに選挙で選ぶことを定めている。議会と司法はかなりの独立性を有し、多大な権限を行使する。1986年以降政権の座にあるYoweri Museveni大統領が1996年に新憲法のもとで大統領に選出され、2001年には再選された。憲法はかつて、大統領の任期を2期までに限定していたが、2005年8月には憲法が改正されて、現職大統領が3期以上にわたって在職することが可能になった」

5.03 ウガンダ政府のウェブサイトから引用した1995年憲法は、ウガンダのすべての人に基本的な人権と自由を与えている。これには、法律のもとでの平等な保護と生活のあらゆる面における男女平等、及び性別、人種、肌の色、民族的出自、社会的立場または政治的見解に基づく差別を受けず、他者の権利に干渉することなしに個人的権利を享受することの保証が含まれている。

5.04 2006年1月19日にウガンダ政府のウェブサイトから引用した1995年憲法は、犯罪で告発された者に対する保護に加えて、個人の自由には言論、表現、報道及びその他のメディアの自由、学術的自由を含めた思想、良心及び信条の自由、宗教を实践する自由、並びに平和的な集会、結社、及び移動の自由が含まれると述べている。

5.05 国別情報に関する諮問委員会の2005年3月8日の会合のために用意されたコメントで、UNHCRは次のように述べた。

「ウガンダ憲法の重要な特徴は、歴史、伝統または慣習によって生み出された不均衡を是正することを目的とするためのアフーマティブ・アクションと、社会的に無視されたグループのためのアフーマティブ・アクションの促進である」

5.06 EnterUganda Constitution のウェブサイトは、2001年3月に Commissions of Inquiry Act に基づいて憲法再検討委員会 (Constitutional Review Commission, CRC) が設立されたことを確認している。同委員会は幅広く、政治、地方分権、司法、立法及び行政の相対的な権限を検討することを付託されている。

5.07 2006年1月13日のBBCニュースは、議会が大統領の任期に関する憲法の制限を廃止し、Museveni氏が2006年に再選を求めるための道を開いたと述べた。批判者たちは、終身大統領になることをねらっているとしてMuseveni氏を非難している。

5.08 EuropaWorldのウェブサイトはウガンダの政党削減の歴史について、次のように述べている。

「2002年5月に議会は、政党の活動を厳しく縮小する一方で、NRMを政党ではなく『政治制度』として分類する2002年Political Parties and Organizations法を承認した。同法は、2003年1月17日までに登録されていないすべての政党を解散することを定め、ただし、反対派の指導者たちが2003年3月に憲法裁判所で同法の条文2カ条への異議申し立てに成功し、同裁判所は、NRMは制度ではなく政党であるとし、同法に反対する請願の結果が出るまでは、政党の登録を義務づける同法の条文を停止するという判決を下した。（法務長官はその後、政党はなお登録を義務づけられるが、登録は特定の時期までではないことを明確化した。）この判決により、政党は17年ぶりに全国的な活動ができるようになった。NRMは2003年6月、名称をNational Resistance Movement Organisation (NRM-O)と修正して、初めて登録を申請した政党となったが、制限的と見なす法律のもとで登録を行うことに引き続いて乗り気でない野党もいくつかある。その一方で、Museveniは5月下旬に内閣改造を実行したが、その目玉は、現職のDr. Speciosa Kazibweが副大統領を辞任したのを受けてのGilbert Bukenya教授の副大統領任命と、大統領の任期を最大2期までとする現行の制限の廃止案に最近反対を表明した閣僚数名の解任であった。この提案は、8月に内閣によって支持された」

5.09 2004年の出来事を取り上げて2005年7月に発行されたAmnesty Internationalの2005年度年次報告書は、次のように述べている。

「2004年全般を通じて、ウガンダを複数政党制度へと移行させることと、2006年に予定されている選挙に先立って大統領の任期を2期までとしている制限を撤廃することに関する憲法再検討委員会(CRC)の提言をめぐる論争が続いた。政府は[2004年]9月にCRCの提言への反対提案を含む白書を提示した。[2004年]11月に憲法裁判所は、激しい論戦の的となった2002年Political Parties and Organizations法(PPOA)のいくつかの条文は違憲であり、結社と集会の自由に関する権利などの公民権と政治的権利を侵害しているという判断を示した」

5.10 国連の情報サービス、IRINは2005年8月1日、ウガンダにおける複数政党政治への復帰に関する国民投票の成果について、以下の報告を掲載した。

「ウガンダ国民は木曜日に国民投票で、20年にわたる政党の禁止を撤廃することに圧倒的な賛意を示した。ただし投票委員会が土曜日に行った発表によれば、反対勢力はこの国民投票をボイコットしたという。投票所の99.6%からの回答に基づくと、この国民投票に参加した投票者の合計92.5%が改革を支持した。投票委員会によって、ウガンダ国民は以後複数政党制の政治制度を採択したと宣言する、と投票委員会のBadru Kiggundu委員長は述べた。反対票は投じられた票の7.5%に過ぎず、全体の投票率は47%程度で低迷したとKiggunduは記者団に語った。賛成票が多かったことはYoweri Museveni大統領 — 政党禁止

を撤廃するよう運動していた — の勝利だと主張されたが、投票率の低さが、全国的な総意に対する彼の期待を打ち砕いたことが危惧された」

市民権と国籍

- 5.11 国別情報に関する諮問委員会の 2005 年 3 月 8 日の会合のために用意され、2005 年 2 月に発表されたコメントにおいて、国連高等弁務官（UNHCR）は次のように述べた。

「1995 年ウガンダ憲法は市民権について、ウガンダの国内外で生まれ、生まれながらにしてウガンダの市民で憲法に定められている現地社会に属する親または祖父母を 1 人もつ者はすべて、ウガンダ市民とすると述べている。この規定は必然的な含意により、ウガンダの市民でない親から生まれた子供を排除している」

- 5.12 国別情報に関する諮問委員会のコメントは、ウガンダ市民と 3 年間、または議会が規定するそれ以外の期間にわたって結婚しており、それが合法的で存続している場合、あるいは自発的にウガンダに移住してウガンダに最低 10 年間暮らしている者、あるいは 1995 年憲法の施行時にウガンダに最低 20 年間暮らしていた者も、その証拠を添えて申請すれば市民権登録を得られることを付け加えている。

- 5.13 1995 年憲法の第 3 章「市民権」は、次のように述べている。

「ウガンダにいて、その両親が判明していない 5 歳未満の児童は、ウガンダ市民と推定する。両親のいずれもウガンダ市民でなく、養子になった 18 歳未満の児童は、申請を行えばウガンダ市民として登録される」

- 5.14 1995 年憲法は、次のように付け加えている。

「登録によって市民権を取得した者、別の国の市民権を自発的に取得した者、ウガンダの敵国または交戦国の軍隊または治安部隊の軍役に自発的に就いた者、または不正、詐欺、またはわいろによって市民権を獲得した者は、ウガンダの市民権を剥奪される場合がある」

政治体制

- 5.15 外務・英連邦省（FCO）の 2006 年 1 月 5 日付のカントリー・プロフィールは、次のように記している。

「1980 年に急ごしらえで組織された選挙により、Obote の UPC は真偽の不確かな負託を受けて権力の座に返り咲いた。『Obote 第二次政権』は軍の支持に大きく依存しており、じきに Yoweri Museveni の国民抵抗軍（NRA）に対する野蛮なゲリラ戦に巻き込まれた。Obote は 1985 年に軍事クーデターで打倒された」

- 5.16 FCO はさらに、1995 年のウガンダ憲法は政治参加と投票について定めたが、政党が候補者を応援することを禁じたと記している。2006 年 1 月 5 日付の FCO のカントリー・プロフィールには次のように引用されている。

「Museveni は 1996 年の選挙で投票の 74%、2001 年には票の 69%を獲得した。2001 年の選挙は各地で暴力や脅迫によって妨害され、Museveni の主要対立候補であった Dr Kizza Besigye はその後国外に逃亡した」

- 5.17 EuropaWorld 2005 に記されているように、多党政治体制の導入に関する国民投票が 2000 年 6 月に行われて、投票者は現行の「無党制度」の維持を圧倒的に支持した。
- 5.18 EuropaWorld 2005 には、2001 年 6 月の議会選挙の後に、議会の議席が 292 席に増やされ、その内 214 議席は選挙で選ばれた議員で、78 議席は任命による議員であるとも記されている。

2000 年の国民投票

- 5.19 1986 年以来のウガンダにおける政治の重要で物議をかもし特徴は、いわゆる「無党」政治体制、または運動制度であった。ウガンダの 1995 年憲法は政治参加と投票について定めていたが、政党が候補者を応援することを禁じていた。2000 年に国民投票が行われた結果、91%が運動制度の継続に賛成したが、2006 年 1 月 5 日付の FCO のカントリー・プロフィールに述べられているように投票率は低いものであった。
- 5.20 2006 年 1 月 20 日にアクセスした CNN World Election Watch は、この国民投票は「運動と多党制のどちらの政治体制を採用することを望みますか」という質問を投げかけたと述べている。また、質問では、運動が国民投票で勝てば、現行の政治体制が維持され、政党活動に対する制限が残るとも付け加えている。ウガンダで最も古くからある政党は、ウガンダ人民会議 (UPC) や民主党 (DP) を含めて、現行憲法はウガンダ人の集会、結社、そして自由な言論の権利を不当に侵害していると確信している。政党指導者たちは、こうした権利は投票の対象ではないと確信しているために国民投票に対するボイコットを呼びかけている。

2001 年 3 月の大統領選挙

- 5.21 EuropaWorld のウェブサイトには、以下の要約が述べられている。

「2001 年 3 月 12 日に大統領選挙が行われた。選挙は 3 月 7 日に予定されていたが、選挙人名簿に、実際に投票権のある市民よりも 250 万人多くの記載があることが判明したために、選挙委員会に名簿のチェックと修正を行う時間を与えるために延期されたのであった。投票率が 70%だったこの選挙では、投票の 69.3%を獲得した Museveni が大統領に再選された。主な対立候補であった Kiiza Besigye の得票率は 27.8%であった。選挙違反や、対立する政治家による脅迫があったとする申し立てがいくつかあったが、国際的オブザーバーは、このことは総合的な結果に影響を及ぼしていないと判断した。内戦時にかかりつけの医師として Museveni に仕えていた Besigye の立候補は、Museveni の権威に対する初めての本格的な異議申し立てを意味していた」

2001 年 6 月の議会選挙

5.22 2005年に更新された EuropaWorld のウェブサイトは、2001年6月に行われた選挙を次のように要約している。

「2001年6月26日に議会選挙が行われ、10名の閣僚を含めた50名の議員が再選を果たせなかった。投票率は低かったと報じられた。議会の議席総数は292議席に引き上げられた（選挙によって選ばれた議員が214名、任命による議員が78名）が、その70%以上を NRM が確保したと報じられている。Museveni は7月、新たに組閣を行ったが、閣僚には、6月の選挙で議席を維持できなかった10名が含まれていた。特に目立ったのは、Amama Mbabazi が、これまで Museveni が就いていた防衛大臣職に任命されたことであった。Besigye は8月、ウガンダでは身体の安全が危ぶまれるとして米国に逃亡し、その後米国の高官と会談した」

5.23 2006年1月20日にアクセスした CNN World Election Watch には、Museveni 大統領が国民に選ばれてさらに5年の任期で就任したと報告されていた。政党は、選挙運動を行うこと、または選挙に候補者を立てることを認められていない。この公式の制度は、各候補者が個人の実力で立候補する「無党」運動と呼ばれている。候補者は、政党の旗のもとで選挙運動を行うことを認められていないのである。

5.24 Human Rights Watch は2004年度の報告書で、運動制度はすべてを包含することになっている「運動」という観念に基づいていると述べている。この制度は1986年に、現在の Museveni 大統領に率いられて勝利した反政府主義勢力によって導入された。実際にはこの「無党」制は、政治的対立者たちの公民権と政治的権利を大幅に抑えてきた。ウガンダにおける運動制度の正当性に対する合法的な異議申し立てが、6月に憲法裁判所で勝訴した。憲法裁判所は、無党制の支配を確認した2000年の国民投票は法的に無効であるという判決を下した。しかし Museveni 大統領が怒りを爆発させたのを受けて、この決定はその後9月になって、最高裁判所によって覆された。現在、憲法は議会に対して具体的に、大統領が3期以上在職できるように憲法を修正することを要求しているが、当局はこの問題について – おそらくは多党政治体制を再開すべきか否かについての国民投票と一体化させた – 国民投票を計画している。この国民投票は、2005年2月に予定されている。

5.25 Amnesty International の2005年度年次報告書は、次のように記している。

「2004年全体を通じて、この国を多党政治体制へと移行させることと、2006年に行われることになっている選挙の前に大統領の任期を2期までとする制限を撤廃することに関する憲法再検討委員会（CRC）の勧告に関する論争が続いた。政府は9月、CRCの勧告に対する反対提案を記載した白書を提示した。憲法裁判所は11月に、熱い論争の的となっている2002年 Political Parties and Organizations Act (PPOA) のいくつかの条文は違憲で、結社及び集会の自由の権利などの公民権と政治的権利を侵害しているという判断を示した」

5.26 EuropaWorld は、2004年6月に憲法裁判所が2000年 Referendum (Political System) Act (国民投票（政治体制）法) を無効とする判決を出し、複数政党制度への復帰が拒否された2000年6月の国民投票を事実上無効としたと報じた。Museveni はテレビ放送された演説で、この判決を非難した。しかし Museveni は2004年9月に（国際的な援助国からのかなりの圧力を受けて）、ウガンダは多党政治を採択する立場にあると述べた。

2006年2月の大統領選挙

- 5.27 2006年1月23日にアクセスした EuropaWorld のウェブサイトは、次のように述べていた。

「承認されれば多党制民主主義への復帰を定めるであろう憲法（修正）法案が、2005年2月に議会に提出された。議会は、大統領の任期を最長で2期とする上限を廃止する規定も含んでいる法案に関して、2005年4月末までに票決を行うことになっていた。Museveni はまだ、第3期目の立候補をする意向を公には発表していなかったが、そうするであろうことは広く受け入れられていた」

- 5.28 Europaworld のウェブサイトは、さらに次のように述べている。

「大統領選挙と議会選挙は、ウガンダで新たに制定された多党制の政治体制のもとで実施された。大統領選挙では、1986年から国家元首の座にあり、National Resistance Movement Organisation の候補者である Yoweri Museveni が、公式の速報結果によれば有効投票の 59.3% を獲得して再選され、さらに5年の任期を務めることになった。その他に4名いた立候補者の中で Museveni の得票に最も迫った Dr. Kizza Besigye は民主改革フォーラム(FDC)の候補者として、有効投票の 37.4% を得たと記録された。反逆罪や武力攻撃を含めた様々な罪状での告発を受けて訴訟手続きが継続中であった Besigye はその後、選挙の公式結果に対して正式な異議申し立てを開始した。大統領選挙の投票率は、登録済み選挙人の 68.6% と記録された」

- 5.29 選挙委員会は、次のように述べた。

「Yoweri Museveni Kaguta は2006年2月25日（土曜日）午後4時55分をもって、有効投票 6,880,484 票の 59.28%（4,178,911 票）を獲得して、ウガンダ大統領として宣言される」

選挙結果については、次のリンクをクリック

[HTTP://WWW.EC.OR.UG/RESULTS.PDF](http://www.ec.or.ug/results.pdf)

- 5.30 2006年2月23日放送の BBC News のニュース項目、「ウガンダ国民、歴史を画す選挙へ」で次のように報じている。

「ウガンダ国民は、同国では26年ぶりの多党制のもとでの大統領・議会選挙に臨もうとしている。大統領職への立候補者は5名だが、一騎打ちとなるのは、現職の Y. Museveni と、激しく競り合う K. Besigye である。軍の予備隊 12,000 人が 20,000 ヶ所近くの投票所に配備されて重警備が行われている。投票の始まりは冷静なようで、投票資材の到着の遅れによって若干の遅れが出た。選挙権者はおよそ 1,040 万人で、土曜日までには結果が出るはずである」

- 5.31 New Vision は2006年2月28日の「議会に野党議員が」で、次のように報じた。

「野党諸党は、議会で野党の見解の調整を行う公式のリーダーを定めることになり、Edward Ssekandi 議長はさらに、このリーダーは野党のメンバーによって選挙され、政府の手助けを受け、意見調整を行うために議会にオフィスを設ける、とも付け加えた。同議長は、議会は5月に再開される前に、政府の多党制運営に適した新規則を定めると述べた」

REFORM AGENDA (政治団体)

- 5.32 Reform Agenda (RA) は、2001年のウガンダ大統領選挙で Dr. Kizza Besigye を支援した団体、Elect Kizza Besigye Task Force を母体として生まれた政治的圧力団体である。RA は 2002 年 7 月 12 日に、カンパラにある Youth Sharing Hall で全国運営委員会を選任した。Dr. Kizza Besigye は不在のまま、Reform Agenda の議長に選出された。
- 5.33 2002 年 7 月に、Monitor 紙は RA の Sam Njuba 副議長が、RA は改革と民主主義を支持する圧力団体として再編され、新たに可決された Political Parties and Organizations Act (政党・政治団体系法) のもとでは登録を受けないと決定した、と述べたことを報じた。
- 5.34 2003 年 1 月 6 日に Monitor 紙は、元大統領候補者の Kizza Besigye が率いる野党の圧力団体、Reform Agenda が Besigye に国外亡命を続けるよう助言したと報じた。カンパラで毎週行われる報道機関向けのブリーフィングで出されたこの助言は、Besigye にはウガンダに自由に帰国できると土曜日[ママ]に Yoweri Museveni 大統領が出した声明を受けて行われたものであった。
- 5.35 2003 年 1 月 29 日に BBC Monitoring は、Museveni 大統領が RA のメンバーと会談することに合意したと報じた。2003 年 1 月 27 日に行われた RA の記者会見で、RA にはこの会談のための用意があることが明らかにされた。New Vision 紙は 2003 年 2 月、RA は国外亡命中の指導者、Dr. Besigye が RA の代表団の指揮を執り、大統領との間で提案されている会談に参加すべきであると決議したと報道した。RA の Njuba 副議長は、RA はこの会談に一定の条件をつけており、その内容は議題項目を決定すること、Besigye が代表団の指揮を執ること、他の野党指導者とも会談を行うこと、RA に属する収監者を先ず解放することであると述べた。
- 5.36 2005 年 2 月 28 日に公表された米国国務省の 2004 年人権問題報告書は、次のように述べている。

「RA は 2003 年に、280 人を上回るメンバーがその政治的見解のために同年と前年に逮捕されたと申し立てた。政府は、逮捕は合法的であり、逮捕者の一部は反逆罪で起訴されると主張した。RA の支持者で 2003 年に反逆のかどで逮捕された Dan Magarura は、2003 年 9 月に保釈された」

FORUM FOR DEMOCRATIC CHANGE (政治団体)

- 5.37 民主改革フォーラム (FDC) は、ウガンダで Yoweri Museveni 政権と政治的に対立している政党で、2006 年の Yoweri Museveni 大統領の再選にとって最大の挑戦になると広く考えられている。同党の議長で 2006 年の総選挙で大統領に出馬するのは、Kizza Besigye 中佐である。
- 5.38 2004 年 8 月 10 日付の New Vision 紙は、次のように報じた。

「Reform Agenda、Parliamentary Advocacy Forum (PAFO)及び National Democrats Forum (NDF) の指導者たちは昨日、新党の民主改革フォーラム (FDC) を結成することを正式に発表した。RA の Sam Njuba、PAFO の Augustine Ruzindana と NDF の Chapaa Karuhanga を含む指導者たちは、カンパラにある RA の事務所での記者会見に応じた。RA の Reagan Okumu、Geoffrey Ekanya や Joyce Sebugwawo、PAFO の Salaamu Musumba、Ben Wacha、Abdu Katuntu、Jack Sabiiti、NDF の John Matovu 書記長と著名な都市法律家 1 名が記者会見に出席した。ESO (External Security Organization) の元責任者で現在は National Progressive Movement 党に所属している David Pulkol、元閣僚の Edward Kakonge 教授と、PAFO で Luweero 地区のコーディネーターをしている Baale Bwanika も出席した」

司法

- 5.39 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律は司法の独立を定めており、政府は実際にも概してこの規定を尊重したが、大統領には、司法官を任命する幅広い合法的な権限がある。大統領は議会の承認を得て、最高裁判所、高等裁判所、控訴裁判所の裁判官を任命する。大統領は、司法官の任命について提言を行う Judicial Service Commission のメンバーも指名して議会の承認を得る。司法は年度中に注目を浴びたいいくつかの裁判で政府に不利な判決を出したが、司法の腐敗が広く問題になっていた。下級裁判所は相変わらず人員不足で弱体であり、非効率的であった」

- 5.40 米国国務省の 2005 年報告書は、さらに次のように述べている。

「最も上級なのが最高裁判所で、それに続くのが憲法裁判所としても機能する控訴裁判所、高等裁判所、治安判事長裁判所、local council (LC) 郡裁判所、LC 行政区裁判所、LC 村裁判所である。LC 裁判所には、土地所有や債務事件を含めた民事紛争、及び児童が関わる刑事事件を処理する権限がある。これらの裁判所は村人が利用できる唯一の裁判所であることが多く、刑事事件の審理を行うという越権行為を行っている」と報じられている。LC 裁判所の判決は、治安判事裁判所に控訴することができるが、村レベルでは記録が行われないことが多く、一部の被告は上訴権を認識していなかった」

- 5.41 米国国務省の 2005 年報告書は次のように続いている。

「不十分な司法行政制度と資源不足により、未審理事件が深刻なほど溜まっており、公正な裁判を受ける権利が制限された。軍事裁判以外はすべて公開裁判であるが、陪審員はいない」

- 5.42 米国国務省の 2005 年報告書は、被告（または、ウガンダではより一般的には「非難されている人」）に関して、次のように述べている。

「被告には、適時に弁護人を立て、弁護人と協議する権利がある。法律は、困窮者で死刑相当罪で告発されている被告に政府が弁護人を提供することを義務づけているが、適切な弁護士を維持するに足る資金があることは稀であった。法律により、被告は反対側の証人に反対尋問、または質問をし、自らのために証人を立て、証拠を示すことができる。被告とその弁護士が、自身の事件に関係して政府

の保有している証拠に対して行えるアクセスは限られている。無罪推定があり、被告には控訴権がある」

- 5.43 2002年6月10日付のNew Vision紙の記事で、高等裁判所のChief Registrarは、治安判事長裁判所が凌辱・強姦事件の審理を開始し、高度の保釈権をもつようになると発表した。合意年齢は引き続いて18歳とするが、刑罰は終身刑に引き下げられることが合意された。裁判所における未審理事件を処理するために、治安判事長の人数は29名から59名に増員される」

反逆罪

- 5.44 Human Rights Watch (HRW) の2001年の大統領選挙に関する背景報告書は、次のように述べている。

「この条文は、刑法における反逆罪を、ウガンダに対する戦争行為、政府転覆の企み、大統領を死亡または負傷させること、またはそのための試みと定義している。反逆罪の告発は、高等裁判所と軍法会議の双方に持ち込むことができる。被告は（逮捕時から）最高で360日間拘束することができるが、これは理論的には、検察側に調査の時間を与えるためである。360日目に被告に対する立件が行われなければ、被告は釈放されるとされている。ただしこの期限が常に守られるわけではない」

- 5.45 2006年3月8日に発表された米国国務省の人権問題報告書は、次のように述べている。

「反逆罪の容疑者は、告発なしでの拘禁、未登録の非公式な場所での拘禁、拷問を含む虐待など、数々の悪弊の対象となった。政府は反逆のかどでの逮捕が続けたが、どの反逆事件も裁判に持ち込むことはできなかった。野党は年度中に、政治的な理由でおよそ60名の支持者が逮捕されたと主張した。ICRCは、国家安全保障に対する罪状での拘禁者およそ200名を登録した」

- 5.46 米国国務省の2005年報告書は、次のように付け加えている。

「4月22日に、当局はPatrick Ochola、Mike Musiluwa、Johnson Otim及びSula Serumbiを反逆罪で告訴した。2004年に政府転覆を企んだと申し立てられて逮捕された3名は7月5日に検察が反逆罪の告発を取り下げた後、高等裁判所はCharles EkemuとFrancis Ogwang Olebeの釈放を命じた。この容疑者2名は双方とも地元の政治家で、2003年以来拘留されていた。当局は11月15日、野党指導者のKizza Besigyeと他の22名をテロによる反逆罪と武器の所持でウガンダ人民防衛軍(UPDF)のGeneral Court Martial（総合軍法会議）に告発した。容疑者数名は、2004年の11月から12月にかけて逮捕されていた。高等裁判所はBesigyeを含む15名の被告に保釈を認めた」

- 5.47 米国国務省の2005年報告書は、次のように続いている。

「法的権利・人権団体は、公判に至る拘置期間の過剰な長さを批判した。拘置期間は多くの場合、数年にもものぼった。このように長い公判前拘置期間は被拘留者の憲法上の権利を侵害すると共に、刑務所の過密にも実質的に寄与している」

法的権利/拘留

- 5.48 米国国務省の 2005 年報告書は恣意的な逮捕と拘留に関して次のように述べていた。

「法律はこうした慣行を禁止しているが、治安部隊のメンバーは年度中に恣意的に市民を逮捕し、拘留した」

- 5.49 米国国務省の 2005 年報告書は、次のように続けている。

「法律は、逮捕を行うために所轄の裁判官または検事が捜査令状を出すことを義務づけているが、実際には容疑者が令状なしに拘留されることが多かった。容疑者に対しては逮捕から 48 時間内に起訴を行わなければならないという規定があるにもかかわらず、多くの人が起訴されずにそれより長時間拘留された。容疑者は 120 日（死刑相当罪の場合には 360 日）以内に裁判にかけるか釈放されなければならないが、この期間の満了前に裁判所に公訴が提起されれば、公判前の拘留期間には制限がない。被拘留者には直ちにその拘留理由を知らせなければならないが、当局が実際に、こうした手続き上の保護を常に執行したわけではなかった。法律は死刑相当罪と反逆事件を除いて、保釈について定めており、保釈は実際に行われた」

- 5.50 米国国務省の 2005 年報告書はさらに、次のように付け加えている。

「警察が犯罪者掃討の際に行う大量逮捕が引き続いて問題であった。警察は 1 月 3 日に Mukono で住民が納税を行ったか否かをチェックするための作戦の際に、およそ 400 名を逮捕した。警察は 1 月 31 日には、ぶらぶらして風紀を乱したかどでカンパラで 60 名を逮捕した」

「...ウガンダ人権委員会 (UHRC) は、恣意的に逮捕されたと主張する人々から 29 件の不服申し立てを受け取った。UHRC の裁決機関は、その内の 28 件が恣意的な逮捕であることを確認し、補償の判決を出したが、政府は支払いを行わなかった」

- 5.51 米国国務省の 2005 年報告書は、次のようにも記している。

「法的権利・人権団体は、公判に至る拘留期間の過剰な長さを批判した。拘留期間は多くの場合、数年にもものぼった。このように長い公判前拘留期間は被拘留者の憲法上の権利を侵害した。公判前拘留期間の平均は 2 年から 3 年間であった。軍情報局(CMI)が警察署、またはいわゆるセイフハウス(safe houses)に、外部との連絡を絶って拘留を行うよう命じたという信頼のおける申し立てがあった。UHRC は、拘留期間の長さに不服を唱える囚人による数件の訴えを審議した」

- 5.52 Human Rights Watch の 2003 年度年次報告書は、2002 年のテロ防止法(Anti-Terrorism Act) はテロリズムを広義に定義しており、テロリズムとは、「無法なやり方で政治的、宗教的、経済的、文化的、または社会的目的を促進または達成しようとする意図をもった暴力の行使、または暴力を行使するという脅し」であると記述している。法律は、テロリストであると判断された人々に対しては死刑判決を義務づけている。これは、「テロリズムを促進しよう」と

見なされる資料を公表するジャーナリストの合法的な仕事にも脅威を及ぼす可能性がある。

死刑

- 5.53 2004年1月から12月までの事象を扱っている Amnesty International の 2005 年度年次報告書には、次のように書かれている。

「死刑が宣告され続けた。2004年12月までに、少なくとも 525 名の収監者が死刑囚監房にいた。28 名の死刑囚が Luzira 刑務所で絞首刑に処された 1999 年 5 月以来、民間人は処刑されていない。2003 年 3 月には、兵士 3 名が銃殺隊に処刑された。刑務官の上層部は、政府が死刑を維持しようとするのであれば、刑務局の職員ではなく、民間から雇用される絞首刑執行人によって処刑を実行することを繰り返して求めた。死刑廃止の呼びかけにもかかわらず、憲法再検討委員会(CRC)は死刑を維持し、殺人、加重強盗、殺人目的の誘拐、15 歳未満の未成年者に対する強姦についてはこれを義務とすることを勧告した。政府はこれに応じて 9 月には勧告を受け入れ、反逆罪は死刑判決を義務とする犯罪には数えられていないと述べた」

- 5.54 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように述べている。

「軍法会議制度は、公正な裁判を受ける権利を保証しないことが多かった。被告には弁護人をつける権利があるが、軍法会議の弁護人は未熟で軍事司令部によって任命される可能性があり、軍事司令部は検察官と判決を出す将校も任命する。法律は、軍法会議の控訴手続きを定めているが、死刑を含めて、軍法会議の下した判決に対する控訴は、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)の最高幹部に対してしか行うことができない。緊急と見なされる状況下においては、犯罪現場において戦地軍法会議を招集することが可能である。法律は、戦地軍法会議のもとで下された有罪判決に対する控訴を認めていない」

- 5.55 2003 年 3 月 4 日の BBC News の報道によれば、ウガンダ軍は北部の町 Kitgum 近くで民間人数名を殺害したかどで有罪とされた兵士 3 名を公開で処刑した。ウガンダ軍は、自軍の兵士を死刑にしてきたことで知られている。この報道は、2002 年にはアイルランド人僧侶とそのウガンダ人の使用人 2 名を殺害したかどで戦地軍法会議で有罪とされた若い兵士 2 名が処刑されたと付け加えている。
- 5.56 世界の死刑廃止に専念しているグループ、Hands Off Cain は世界の慣行を概観するウェブサイトで、ウガンダの憲法裁判所が 2005 年 6 月 10 日に死刑判決を出すことを無効としたが、極刑の全面的廃止は拒否したと報じている。
- 5.57 ウガンダの刑法は 2005 年 6 月 10 日の判決に先立って、15 の死刑相当罪を定めた。その内容は、「反逆罪」という総称のもとにまとめられた 9 つの個別の罪状、国家に対する犯罪、強姦、凌辱、殺人、加重強盗と加重誘拐である。反逆罪の 6 つについては、死刑が義務である。米国国務省の 2005 年報告書は、凌辱（未成年との性交）については、極刑である死刑が義務であると記している...が、...実際には凌辱事件は、その児童の親に支払いを行うことで和解になることが多いと述べている。

拷問

- 5.58 2006年3月8日に公表された米国国務省（USSDの2005年）人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律はこうした慣行を禁止しているが、治安部隊が容疑者を拷問、殴打したという信頼できる報告がある。こうした事件の多くは未登録の拘置施設で起き、自白を強いることを目的としていた。UHRCは年度中に拷問について58件ほどの不服申し立てを受理したが、この数は2004年に受理した件数の半分に満たなかった。UHRCは同年度全般にわたって、警察と軍に人権訓練を実施した」

同報告書は、ルワンダ政府のためにスパイをしていたかどで起訴されたウガンダ人民防衛軍(UPDF)の兵士、John Barigye BakirahiとPeter Agomが軍情報局(CMI)での拘留期間中にわたって拷問を受けたと主張していることも記している。この容疑者たちは、拷問の結果受けたらしい負傷の治療のためにMbuya軍病院に入院した。

- 5.59 Human Rights Watchのウガンダに関する2005年概要報告書（2006年1月18日に公表された）は、次のように記している。

「ウガンダは人権を前進させることができず、2005年の国際的な評判は低調であった。紛争は毎日犠牲者を出し、150万人以上の人々が国内難民キャンプで苦しい生活を続けた。「すべての国内難民キャンプ、またはその近くに配備されているウガンダ軍の兵士と将校は2005年に、全く処分を受けることなく、民間人への虐待、殴打、強姦や殺害に携わった」。「調査の手段としての拷問は、ウガンダの治安部隊と軍隊による人権侵害の中で突出していた。5月に国連拷問防止委員会は報告書を出したが、この報告書は、こうした慣行が2005年のウガンダではなお行きわたっているとするものであった」

- 5.60 2005年12月27日のReuters Alertnetの記事は、神の抵抗軍(LRA)の迫害から逃げ出した人々を収容している一時的定住地であるLalogiキャンプの軍兵舎の外で、10代前半の少年が殺されたことに抗議していた人々の中の7名をウガンダ人兵士が射殺し、16名を負傷させたと報じていた。

- 5.61 HRWの報告書、「苦痛の現状：ウガンダにおける拷問」（2004年3月刊）も、次のように記している。

「ウガンダは、武装反乱グループ及び犯罪と戦うために、治安活動の影の部門を設けたが、現在では、この治安制度は政治的敵対勢力の支持者を拘留し、拷問することによって、政治的敵対を罰すると共にこれを抑止する役割を果たしている」

- 5.62 HRW報告書は、犠牲者は目隠しをされ、HRWがウガンダの拘留制度の特徴として確立されるに至ったとしている「セーフハウス(safe houses)」に連行される、と付け加えている。HRWは、「セーフハウス(safe houses)」はウガンダの治安部隊と軍隊に、よそに見られずに容疑者を拷問し、調査する機会を提供していると語っている。

- 5.63 米国国務省の2005年報告書は、次のように記している。

「国連拷問防止委員会（UNCAT）は 5 月にウガンダによる国連拷問防止条約の遵守状況を見直した。UNCAT は拷問の申し立てが続いていることと、実行犯が明らかに罰を受けていないことに対する懸念を記した。5 月 10 日、Human Rights Watch と Foundation for Human Rights Initiative は過去 2 年間に治安部隊が行った鞭打ち、激しい殴打や性器を痛めつける、などの拷問例を挙げた共同報告書を発表した。政府の対応には、2003 年以降、拷問の申し立てによって警察官 13 名に対して処置が取られたと記されていた。拷問に関わった保安機関には警察、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)、軍情報局(CMI)、及び暴力犯罪追跡部隊(VCCU) などがあり、こうした拷問が死亡に至る場合があった」

- 5.64 2004 年 1 月から 12 月までの事象を取り上げた Amnesty International の 2005 年度報告書は、次のように述べている。

「法律執行官、治安要員や軍による拷問の報告が根強く続いた。自白を引き出すためや、処罰の手段として拷問が行われ続けた。4 月には、Chieftaincy of Military Intelligence の治安要員による拷問を生き延びた生存者がウガンダ人権委員会から金銭的補償を受けた。同委員会は、政府にはこの生存者の自由の権利と、拷問及び虐待から保護される権利を侵害した責任があるという判断を示した。政府は 2004 年末までに、この補償金の清算を行っていなかった」

- 5.65 「ウガンダにおける拷問及びその他の残酷で非人間的、または人の品位を貶める処遇または処罰に関する懸念」と題された Human Rights Watch の 2005 年 5 月の報告書は、ウガンダ人権委員会（UHRC）が 2003 年中に拷問に関して 446 件の訴状を受け取っていた、と次のように報告している。

「訴状の大部分は警察、軍、及び暴力犯罪追跡部隊(VCCU)に対するものであった。UHRC は、拷問に関する訴状のほとんどが、3 つの違法な慣行と密接に関連したものであることを認識した。その慣行とは、違法な拘置所の利用、法律に規定されている 48 時間を超えての拘留、及び他の保安機関による警察機能への関与である」

国内治安

- 5.66 米国国務省の 2005 年報告書は、大統領の直接の権限下にある Internal Security Organization (ISO) が国内の情報収集機関であると報告している。ISO の部隊員は時として民間人を拘留した。内務省の下にあるウガンダ警察部隊 (Uganda Police Force, UPF) が、国内における法の執行と秩序維持に第一の責任を負っている。

- 5.67 Internal Displacement Monitoring Centre (国内難民監視センター) は 2005 年 9 月付の論文、「世界最悪の国内難民危機の一つで、救助努力が阻まれている」の中の「身体の安全と移動の自由」というセクションの「国内難民(IPD)キャンプにおける不十分な国内治安」という項目で、次のように述べた。

「ウガンダの警察隊全体の人数はわずか 13,000 人で、名目上の存在感を示す以上の役に立つには少なすぎる。北部地区では、警察官の数は都市中心部の治安を保つのがやっとで、遠方やへき地にあるキャンプではまして少ない。キャンプに常駐の警察官は 3 名で、68,000 人の国内難民に対応している。地元警察には、キャンプ内で秩序を保つ能力がない」

- 5.68 米国国務省の 2005 年報告書は、次のように述べている。

「警察隊は給与の低さや車両、装備、訓練の不足を含めた資源の少なさに制約を受け続けた。警察は数々の悪弊を犯したが、刑事免責が問題であった。汚職により、一部の地元警察官が解雇される結果となった。ウガンダ人民防衛軍 (UPDF)は UHRC と連携して、国際的に広く認められている人権基準を軍人に教育するための訓練プログラムを続行した。加えて、警察、UPDF、及び刑務局は、訓練プログラムで人権マニュアルを用いた」

5.69 米国国務省の 2005 年報告書はさらに、次のように付け加えている。

「警察の悪弊を調査する責任を負っている警察の人権デスクは、警察の悪弊についての申し立てを 330 件受理し、117 件ほどの不服申し立てが年末までに解決されたと報告した」

治安部隊

5.70 2005 年 9 月 23 日に発表された Human Rights Watch の論文、「北部の危機、UPDF により悪化」は、次のように報じている。

「19 年間に及ぶ戦い、政府のウガンダ人民防衛軍 (UPDF) による数度の攻撃、断続的な和平交渉努力にもかかわらず戦争は続き、定期的に多くの人命を犠牲にした。ウガンダ北部にあるすべての難民キャンプの中、または近くに配備されているウガンダ軍は、民間人を保護する責任を負っているが、この責任を全うしていない。UPDF の兵士は神の抵抗軍(LRA)の危険な攻撃から民間人を有効に保護するのではなく、独自の悪弊に携わり、ほとんど、またはまったく罰を受けることなしに、往々にして民間人に対する殴打や強姦、殺人さえもを犯してきた。ウガンダ政府は、不服申し立てのほとんどは、UPDF を中傷する野党国会議員が先導したものだとして述べて、これらの申し立てを却下した」

5.71 米国国務省の 2005 年人権問題報告書は次のように述べている。

「政府は国内北部と東部地域、及びスーダン南部の神の抵抗軍 (LRA) との 19 年間に及ぶ戦いを続行した。文民当局は概して治安部隊に対する有効な統制を維持したが、治安部隊の一部が政府当局から独立して行動した例があった」

刑務所と刑務所の状態

5.72 The Centre for the Study of Violence and Reconciliation (CSV)は、総意によって採択された報告書、「アフリカにおける刑務所の状況に関するカンパ宣言」(1996)で、以下のように市民的及び政治的権利に関する国際規約を記している。

「自由を奪われたすべての人は、人道的に、かつ人間に固有の尊厳を尊重して扱われる(第 10 条(1))。囚人の収容される条件は、囚人の精神状態、自尊心と尊厳を決定する主要な要素である」

5.73 米国国務省の 2005 年報告書は、次のように述べている。

「刑務所の条件は引き続いて過酷で生命を脅かすことが多かったが、これは主に、刑務所施設への政府からの財源が深刻なほど不十分なためであった。加え

て、治安部隊と看守が収監者を拷問したという報告が数件あった。刑務所の条件は、刑務所で医療、水道水、衛生が提供されているカンパラでは、国際基準の達成に近づいた。ただし、これらの刑務所は、最も過密なものでもあった。同国の刑務所と留置場には 19,258 名の収監者がいると推定されている。ある推定によれば、同国の刑務所には予定の収容人数のおよそ 3 倍が入っている」

5.74 米国国務省の 2005 年報告書は、さらに次のように述べている。

「法律は家族による囚人へのアクセスについて定めているが、この権利についての無知と刑務当局に対する恐れが、家族による面会を制限することが多かった。UHRC は、刑務所を担当している官吏がわいろを要求して面会を認めているという申し立てを受けたと報告した。年度中には、この件に関する調査は行われなかった。政府は 7 月 25 日、59 名の上級刑務官に対して、収監者及び犯罪を犯したことが疑われる刑務職員についての審理を行う裁判権限を与えた」

5.75 同報告書は、次のように付け加えている。

「Community Service Act は、軽犯罪の犯人が収監される代わりに社会奉仕を行うのを認めることによって、刑務所の混雑を緩和しようとしている。2001 年以降、2,953 名の犯罪者が社会奉仕の判決を受けた。7 月には高等裁判所も、公判前の留置者の混雑を緩和するために「Operation Open Gate (オープン・ゲート作戦)」を開始した。この作戦により、罪状を認める意思のある軽犯罪者に罰金を命じて釈放するための特別法廷が設けられた」

5.76 Monitor 紙は 2003 年 2 月 12 日付の記事で、拷問室と言われている場所での容疑者の取り扱いが、議会での討論の中心になってきたと報じた。Kashari 選出の John Kazooru 議員は、容疑者が蛇とワニの檻に放り込まれたという報告を受けたと議会に知らせた。2003 年 2 月 20 日に New Vision 紙は、Kigo 刑務所の収監者が、裁判所に連れて行かれる前に軍の手で行われたと言われている拷問について語ったと報じた。ある収監者は、蛇と対決するよう強制されたため、Kizza Besigye と連絡を取っていたと認めざるを得なかったが、このことは自分には所在地のわからない場所で起きたと語った。

5.77 米国国務省の 2005 年報告書は、次のことも記している。

「深刻な過密状態は未成年の拘置施設と刑務所の女性監房でも問題であった。入所者 45 人用に設計されたカンパラの少年院には、123 名を上回る児童が収容されていた。児童 30 名用に設計された一時収容施設には、12 歳未満の年少者が 73 名入っていた。年少者用施設のスペース不足のために、年少者が成人と一緒に刑務所に入れられていたことが多かった。カンパラ刑務所では、公判前留置者は既決囚とは分離されていたが、国内のカンパラ以外の場所では財政的な制約のために、公判前留置者と既決囚が往々にして一緒にされていた。ほとんどの刑務所では収監者がトウモロコシやキビ、野菜類を栽培していたが、UHRC は、わずか 12 歳の囚人が夜明けから夕暮れまで肉体労働を行っていたために収監者や囚人を酷使しているとして刑務所農場を非難した。過密、栄養不良、不潔な状態による病気の蔓延、HIV/AIDS、医療の欠如などを原因として、刑務所の死亡率は高いと信じられているが、正確な推定値は入手できなかった。刑務局によれば、年度中に拘留中の収監者 272 名が死亡した」

兵役

- 5.78 2006年3月8日に公表された米国国務省の(2005年)人権問題報告書は次のように、ウガンダには徴兵制はないと記している。

「法律は18歳未満の者が兵役に就くことを禁止しているが、18歳未満の者が、時には地方官吏の共謀によって入隊することがあった。年度中には、18歳未満の者が国軍に入隊し、地方の民兵組織に入隊した者もいたという報告があった。ウガンダ人民防衛軍(UPDF)は、少年兵を積極的に採用したことを否定したが、策略によって、または見過ごされて入隊した者があったかもしれないと述べた。2004年12月以来、年齢に満たないという理由でUPDFの採用官におよそ70名の志願者が不合格にされた。他の報告は、UPDFが神の抵抗軍(LRA)の元少年戦闘員数名を容認不可能なほど長期間拘留し、諜報活動や偵察活動に利用した事例があったことを示している」

- 5.79 Central Intelligence Agency (CIA) の World factbook はウガンダに関して次のように報告している。

「採用基準は、徴兵も志願兵も18歳以上である。政府は、適正な同意があればこの年齢未満での採用が行われ得るとし、また、明らかに13歳未満の者が軍隊に入隊することはないと述べている」

- 5.80 War Resisters International の報告書、「武器を帯びることへの拒否」は、良心的兵役忌避についての規定はないと記している。1991年に国民抵抗軍(NRA)の行動準則に基づいて、職業軍人からの除隊申請が個別に行われた。この報告書は、このことは職業軍人が除隊することの難しさを証明していると結論付けている。

LRAの反乱者が軍に入隊

- 5.81 BBCは2004年7月13日、ウガンダの神の抵抗軍(LRA)の元反乱者たち約300名が脱退式の会場へと向かう前にGuluの町を抜けて行進したため、数千人の人々がこの行進を見るために現れたと報じた。彼らはこの会場で、歓迎の内に正規のウガンダ軍に入隊した。統合地域情報ネットワーク(Integrated regional Information Network, IRIN)は2004年7月14日付の記事で、これらの元反乱者にはウガンダ北部の村からLRAが拉致して戦闘員になることを強制した9名の女性が含まれていると報じた。

- 5.82 BBCが2004年7月13日付の記事で報道した軍の報道官のShaban Bantariza大佐の発言によれば、この新兵たちは3ヵ月間の軍事訓練と政治教育を経ており、かつての協力者であるLRAと戦うことになっているという。「彼らは今やテロリストであることに背を向けて、人民防衛軍に入ることができるのです」と同大佐はBBCに語った。「彼らは我々を大いに助けて元同僚たちを追跡しました」。軍のある報道官はIRINに対して、これら反乱者は、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)の大佐の指揮下に入り、やがて拡大されることになる軍の第105大隊を構成すると語った。IRINの記事は、軍に統合された者たちは年齢が18歳から30歳に違いないと付け加えている。

- 5.83 ただしIRINは2004年7月14日付の同じ記事で、一部の人道組織は、これら戦闘員は拉致され、残虐行為を犯すよう強制された時点で多くが子供であったため、より長いカウンセリング期間を必要とするとして、これら戦闘員を軍隊

の一部とすることの賢明さに疑問を投げかけたと述べている。「これらの人々には、軍隊でのような役務をこなす分別があるはずがありません。彼らを何らかの職業につけようとする前に、彼らには何ヵ月ものカウンセリングが必要なのです」と北部ウガンダで教会関係の仕事をしているある匿名希望者は述べた。IRIN の記事は、さらに次のようなコメントを付け加えている。「彼らが知っているのは、外で戦うということは人を殺すことだということだけです。3ヵ月でこの態度を変えることはできっこないし、LRA による殺人の儀式を経験した後で彼ら全員が必要としていたのは精神医学的な助けだったのです」

5.84 Bantariza 大佐はこの記事で、彼らが受けた政治教育は、彼らを人民のための軍隊の一部にして過去の痕跡を捨てさせるために彼らを再教育するためのものであったと反論した。「彼らの多くは、自分の命のために戦うことしか知らず、彼らに別の職業に就くことを求めるのは難しかったはずです」と同大佐は語った。「我々は彼らに対して、選択を行うことさえ求めたのですが、彼らは軍隊を選んだのです」

5.85 International Crisis Group の 2005 年 6 月 23 日の報告書、「北部ウガンダのために包括的な平和戦略を確立する」は次のように述べて、この論点を展開している。

「神の抵抗軍(LRA)の元指揮官たちは、ゲリラ戦を行っていた元同僚たちの大部分が和平交渉の一部として軍隊に統合されることに合意するだろうと語っている。その内の 1 人は次のように説明した。『これら指揮官たちは軍閥の長です。そのほとんどが、銃は女、子供、食糧、衣類、幸福など、必要なもののすべてをもたらすことを体得しています。銃が何より大事なのです。新しい生活でもこうしたものを必要とするでしょう。再定住案は、彼らの自尊心を維持する必要があるのです』」

5.86 2004 年 7 月 13 日付の BBC のニュース項目は、元反乱者たちは残虐行為の指導者ではなかったと Bantariza 大佐が述べたことを付け加えている。「欺いた者と欺かれた者とを区別すべきであり、新しい大隊を構成した者たちは基本的に欺かれた者たちです」と大佐は BBC のニュース項目で付け加えた。

5.87 IRIN の報告書は、最近 [2004 年] 投降して Yoweri Museveni 大統領を含めた政府高官と会談した反乱者の上級指揮官たちが首都カンパラから Gulu に戻って火曜日の儀式に立ち会ったことを記している。彼らは現行の恩赦法に基づいて恩赦を申請するためにカンパラに行っていた。

医療

5.88 2001/2002 年付のウガンダ保健省のウェブサイトに掲載されている保健政策綱領は、次のように 1980 年代後期以来の主な業績と課題を示している。

1.1 過去 14 年間に、保健部門の機能的能力を回復し、疾病対策プログラムを再開し、一次医療の方向性を再設定するために多大な努力がなされてきた。こうした対策が積極的な影響を及ぼしたことは、幼児死亡率の低下と医療利用の増加によって証明されている。

1.2 しかし、この着実な改善に今なお、次に挙げるようないくつかの要因が影を落としている。

予防可能な伝染病の高い有病率
非伝染病の罹患率の上昇
人口の増加と HIV/AIDS の影響による医療需要の急増、及び
資源の制約。

「疾病率と死亡率の大半を占めている病気は依然として、マラリア、急性の呼吸器感染、HIV/AIDS、結核、栄養失調、母体と周産期の症状、心臓血管の症状、トラウマ/事故などである」

5.89 英国の国際開発省（DFID）は、医療の利用と需要が増しており、同国の最貧層に属する人々が主な受益者と考えられることに着目している。保健部門の改革プログラムにより、政府の医療センターにおける診療代金が廃止された。その結果、診療を受ける人々の数は 2003/04 年には急増して 2,020 万人に達した。英国の DFID のウガンダに関する 2004 年度カントリー・プロフィールはさらに、幼児と産婦の死亡率引き下げの進捗状況は期待に達していないと述べている。全国的には、外来の受診件数は 75% 増え、予防接種率は 1999/00 年には 41% だったが、2004/05 年には 89% に上がっている。

5.90 ウガンダの公衆衛生サービスの組織については、保健省のウェブサイトに概略が示されており、「保健のインフラ」と題された概観では、利用可能なサービスと資源が次のように述べられている。

「医療を行っている施設は 1,738 カ所でその 1,226 カ所が政府に属し、465 カ所が NGO、44 カ所が民間部門に属している。この施設に含まれているのは病院 104 カ所（政府所有が 57 カ所、NGO 所有が 44 カ所、私立が 3 カ所）、医療センターが 250 カ所（政府所有が 179 カ所、NGO 所有が 68 カ所、私立が 3 カ所）、緩和ケア施設が 2 カ所（政府所有が 1 カ所、NGO 所有が 1 カ所）及びその他（政府所有が 989 カ所、NGO 所有が 352 カ所、私立が 41 カ所）である。

5.91 政府の出している数字によれば、ウガンダの人口 2,110 万人に対してマラリアの罹患者は 530 万人と推定されている。国境なき医師団の 2002 年の論文、「ウガンダにおける古典的治療への耐性」によれば、コンゴ民主共和国と国境を接している同国東部の Bundi Bugyo の病院では、小児科の入院の 60% がマラリアと関連しているという。マラリアの罹患率と死亡率を引き下げることが、国境なき医師団の優先目標の 1 つである。

5.92 国境なき医師団（MSF）は 2004 年 6 月 3 日に発表された「我々はマラリアとの闘いに負けようとしている」と題された論文で次のように述べている。

「マラリアにより、毎年 100 万人以上が生命を奪われているが、そのほとんどが 5 歳未満の幼児である。エイズとは違って、マラリアには治療薬がある。だが、2010 年までにマラリアによる死亡件数を半減させるために 1998 年に世界保健機構が開始した大がかりな『マラリア撃退』のキャンペーンは奏功していない。かつて一次治療薬であったクロロキンは廉価で投与しやすく、副作用もなかったが、ブルンジとウガンダの一部ではクロロキンに対する耐性が 60% にも達したために現在ではほぼ役に立たなくなっている。現在ではドナー国と国際機関のほとんどが、高価であるにもかかわらず、今後進むべき道は ACT（アルテミシニンをベースにした併用療法）しかないことを受け入れている」

鎌状細胞

- 5.93 Sickle Cell Association of Ontario (SCAO)は、鎌状細胞を次のように記述している。

「鎌状細胞貧血は、生命を脅かす可能性のある遺伝症状である。関節の慢性的な痛みと腫れ、発熱と呼吸器感染を引き起こす。鎌状細胞貧血には治療法はないが、研究を通じての希望はある」。この病気は、重度の貧血と死亡につながる脾臓の拡張を引き起こす。医師は有病率の相違の原因としては、他にも要因がある中で、血族結婚が特に顕著であるとしている」

- 5.94 Monitor 紙は「25,000 人の児童に鎌状細胞がある」という記事で、ウガンダの Sickle Cell Association の発言を次のように引用している。

「ウガンダには鎌状細胞の児童が 25,000 人いて、有病率はアフリカで最も高い国の 1 つとなっており、その 75%が 5 歳の誕生日を迎えることができない。同協会の役員である Ruth Nankanja Mukibi 女史は、ウガンダ国民の 500 万人にも、成長力と普通の生活を送ることのできる能力を妨げるこの病気をもった子供を生むリスクがあると述べた。前回調査が実施されてから 40 年以上にわたって、ウガンダではこの病気についての公式調査が行われておらず、Bundibugyo の Bamba ではこの病気の有病率が 40%と最も高く、世界で最高となっている。同協会は 3 年前に保健省に調査財源の提案を提出したが、この提案はまだ認可されていない。現在、（この病気にかかっている児童のために）月曜から金曜まで運営されている託児所は 1 ヶ所しかないが、同協会は Mulago 病院に鎌状細胞貧血センターを設けることを計画している」

HIV/AIDS

- 5.95 2003 年に米国の George W. Bush 大統領は、米国政府が 5 年で 150 億ドル規模の AIDS 救済緊急計画を実施すると発表した。この緊急計画のもとで、ウガンダは HIV/AIDS との闘いへの支援として 2005 年には 1 億 4,370 万ドルを受け取ることになっている。米国政府は HIV の母子感染防止 (PMTCT) 事業と、地域社会をベースにして最もリスクの高い住民を対象とした ABC (abstinence—禁欲、be faithful—貞節、condom use—コンドームの使用) を支援した。
- 5.96 米国疾病管理予防センターが出したカントリー・プロファイルと 2004 年 Global AIDS Program (GAP) は 2005 年 11 月 14 日に、以下のようなレビューを行った。

「ウガンダにおける HIV の有病率は 50%以上も下がった。同国の HIV/AIDS への対応は包括的であり、サハラ以南のアフリカの他の国々にとっての手本と見なされている。性感染症/AIDS 予防プログラム — サハラ以南のアフリカにおける初の AIDS 予防プログラム。現在政府省庁では、13 の HIV/AIDS 予防プログラムが実施中である。加えて、2,000 近くものウガンダ国内の非政府組織や宗教的奉仕活動組織 (NGO と FBO) が全国的対応に貢献している。これは、ウガンダ固有のベストプラクティスである。2005 年 3 月現在で米国政府は、米国大統領の AIDS 救済緊急計画がサポートしている 14 のプログラム地域のすべてにおいて、様々な予防、看護、治療やシステム強化介入を積極的に実施している国際的、及び地方的なパートナー 54 件を支援した」

- 5.97 2005年8月16日付の Monitor 紙の記事は次のように、2005年7月24-27日にブラジルで開かれた国際エイズ学会 (IAS) の HIV の発症と治療に関する (2年に1度開催の) 会議で Dr. Alex Coutinho、Bennet Joseph Kizito と C. Nabiryo が行った講演、「HIV/AIDS と暮らす人々のもっと近くにサービスを : Taso の家庭を基盤とするケア、地域の看護イニシアチブ」の詳細を掲載した。

「この講演によれば、このエイズ支援組織 (Taso) の利用者の 64.3%は、医療面、物資面、または心理社会面での支援を受けるために最も近い Taso のセンターまで行く度に、10km 以上移動しなければならない。だが、これら利用者の 75%は、定期的な収入源が全くない貧困者であるため、サービスを受けにまた Taso に出向くことが困難である」

「その結果、家庭を基盤とする Taso のケアのイニシアチブでは、半径 5km のコミュニティのニーズに対応するため、コミュニティ内に住んでいる民間の看護師を雇用することになった。10カ所ある Taso のセンターの内の 7カ所はそれぞれ、各コミュニティによって看護師であることが確認され、Taso によって HIV/AIDS の看護とカウンセリングの訓練を受けたコミュニティ看護師を最低でも 10名採用した」

- 5.98 2006年2月1日に keisernetwork が発表した記事は、「ウガンダは国内における HIV/AIDS の蔓延に歯止めをかけるための努力を拡大しなければならない」と題された New Vision 紙の記事から、エイズ委員会役員の次のような発言を引用した。

「David Kihumuro Appuli 事務局長はウガンダの 2005 年度の HIV/AIDS の現状調査報告書を発表した際に、ウガンダは国内における HIV/AIDS の拡がりを抑えることに向けて大きく前進しなければならない、と述べた。同報告書は、高感染率が若者から 30~40 歳の成人へとシフトしつつあることを明らかにしている。我々は HIV/AIDS との闘いで善戦していると思っていたが、そうではなく、HIV/AIDS が我々を出し抜いているのであり、我々が HIV/AIDS に打ち勝っているのではない、と Apuuli 事務局長は語っている。同事務局長は、女性の間と都市中心部で有病率がきわめて高い、と付け加えた。ウガンダの Gilbert Bukonya 副大統領は、政府はウガンダの Luzira で抗レトロウィルス薬と抗マラリア薬の工場建設を開始しており、6月までには生産開始の用意ができると期待されている、と述べた」

- 5.99 2006年3月1日の AllAfrica のニュースは、New Vision 紙の記事が次のように述べていることを伝えた。

「保健省は、Institute of Elahi International Initiative for Development and Education (IEIIDE)が主張しているように薬草の Khomein で AIDS が治るのか否かを立証している最中である。50名の患者が Khomein 治療の治験者となって、HIV の状況を確定するために Mengo にある Joint Clinical Research Centre でテストを受けている。IEIIDE の最高経営責任者である Siraj Balinda は、彼らの最初の AIDS 患者である Wankulukuku 出身の Amina Nassolo (27歳) カンパラにある International Hospital、Rubago の病院と Mulago の病院で AIDS 検査を受けたところ、陰性の結果が出たと語っている。彼女に対する最新の検査は 2005年12月に、Aids Information Center で行われた」

抗レトロウィルス薬 (ARV)

5.100 USAID（米国国際開発庁）と米国のその他の政府機関が運営している AIDS 救済緊急計画は、HIV/AIDS キャリアーのための抗レトロウィルス治療を支援している。米国政府は 2005 年にこの緊急計画に基づいて、HIV/AIDS に対するウガンダの闘いにさらに 1 億 4,370 万ドルを投じた。2005 年 3 月現在で、米国政府は抗レトロウィルス治療（ART）を提供するために 9 件のパートナーをサポートした。これらパートナーは 27 の地区にある 60 ヶ所を上回る医療施設で合計 39,538 名の患者に治療を行った。

5.101 2005 年 8 月 16 日付の Monitor 紙の記事は、2005 年 7 月に開かれた国際エイズ学会（IAS）会議での講演の概略を伝えている。

「ウガンダに抗レトロウィルス薬（ARV）を導入すれば、HIV/AIDS の予防における自己満足につながる公算が高いことが推論された。アフリカにおけるエイズのケアと予防のために、カンパラで ARV が HIV/AIDS に関するリスク行動に及ぼす影響を評価するための調査が Academic Alliance によって行われたのは上記を考慮してのことであった。2004 年 10 月 28 日から 2004 年 12 月 22 日にかけて行われたこの調査は、データ収集に量的な方法と質的な方法の双方が用いられ、方法横断的に立案されたものであった」

「...調査担当者は、ARV がリスク行動に及ぼす影響に関する確信は多様であったと結論した。ARV が利用可能であることはリスク行動の実践の拡大へと有意にはつながらなかった、と調査担当者は述べた。この調査の功績は、E. Muhwezi、L. Atuyambe、S. Kasasa、G. Wamuyu-Maina、E. Otolorok-Tanga と S. Neema のものである」

IAS の会議で言及された追加調査は、以下のように結論付けていた。

「今回の評価結果は、ARV が HIV/AIDS 患者の生活の質を顕著に改善することを立証している。政府プログラム、Global fund と米国の大統領エイズ救済緊急計画プログラム（PEPFAR）を通じて ART が無料で入手できたことにより、HIV によって死を宣告されていた一部の患者の生活が改善した」

5.102 「抗レトロウィルス薬治療始まる」と題された 2006 年 2 月 5 日の Monitor 紙の記事は、Commissioner for Health の Dr Sam Okware が抗レトロウィルス薬治療の広報戦略に着手したと記している。Dr. Okware は、抗レトロウィルス薬治療（ART）は今やウガンダで広く利用可能になっており、この新たな戦略の第一の目的は、こういった延命薬にアクセスする方法と使用法をウガンダ国民に理解させることであると語った。紹介を通じて治療を受けられる病院には、Gulu、Lira、Soroti、Mbale、Jinja、Hoima、Kabale、Buhinga の各病院、及び Mbarara 大学病院がある。一部の職場、宗教的奉仕活動を基本としている病院、及び医療センターも治療サービスを提供することになる。

5.103 世界保健機構（WHO）は論文、「HIV/AIDS 治療についての要約的カントリー・プロフィール：ウガンダ」において、ウガンダの HIV 薬利用イニシアチブは、カンパラを中心とする地域にある 5 ヶ所の公認センターで 1997 年に開始されたと報告した。2006 年 6 月現在、公認の保健施設は 146 ヶ所に増え、その内の 114 ヶ所が抗レトロウィルス薬治療を提供していた。提供は概ね、非政府組織、商業的提供者、及び研究・パイロットプロジェクトに限定されていた。HIV/AIDS のキャリアーに無料で治療を提供するという政府のイニシアチブにより、紹介を通じて治療を受けられる地域の病院、地域のその他の公認病院やミッション系の病院、及びレベル IV の医療センター（小規模病院）を通じて公的部門で AVR 薬が提供

されている。治療は、Joint Clinical Research Centre、Medical Research Council、及び Mildmay Uganda Centre などの非政府組織を通じても提供されている。Joint Clinical Research Centre は主としてカンパラで、推定 12,500 人の人々に抗レトロウイルス薬の後発医薬品を実費で提供している。

- 5.104 しかし、International AIDS charity AVERT の出した報告書（2005 年 4 月更新）は次のように述べている。

「HIV/AIDS のキャリアーで抗レトロウイルス薬治療に十分にアクセスできる人はごくわずかであり、つまり、多くの人々はエイズ関連の病気で亡くなり続けている。上のグラフ [ここでは示されていない] は、90 年代初期の有病率が 30% を上回っていたことを示している。ウガンダのような資源の少ない国では、栄養不足、地理的な政情不安、衛生事情と水の供給の貧しさが、人々が健康を維持できるチャンスを引き下げており、人々の免疫系がエイズによって損なわれている場合にはそれが特に著しい。このような状況下においては、HIV 感染からエイズ関連の病気を原因とする死亡までの進行にかかる期間は 4 年未満になる公算が高い。90 年代初期に HIV に感染していたウガンダの人口の 30% のすべてがもはや死亡している、と確信をもって言うことができる。このことが、HIV の有病率の低下に対する重要な説明の 1 つである。ただし他にも、有病率の低下に影響を及ぼした要因はあった」

- 5.105 Human Rights Watch (HRW) は 2005 年 3 月に「彼らに知識がないほど良い」と題された報告書を出した。この報告書は禁欲を基本とした HIV/AIDS との闘いに依存するというウガンダ政府の戦略の進展を批判して、次のように述べている。

「ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群 (HIV/AIDS) の予防のリーダーとして広くほめそやされているウガンダは、科学的に証明済みの効果的な戦略から離れて、結婚までの性的禁欲の奨励を主眼とするイデオロギー主導のプログラムへと若者向けの HIV 予防戦略の舵を切り直しつつある」

- 5.106 HRW はこの同じ報告書に、こうした重点の変化は人権に影響を及ぼしていると記している。

「その支持者が認めているように、禁欲だけを謳うプログラムは、HIV/AIDS の予防だけでなく、道徳的価値観の推進をもねらいとしている。しかし、HIV/AIDS についての事実情報の検閲や歪曲は、道徳的価値ではない。その上、HIV/AIDS に「フリーセックス」がもたらす「道徳的」病気という役柄を与えること — 禁欲を説くプログラムは例外なくそうしている — は、HIV/AIDS によって連想される恥辱の死という烙印をさらに強くする。1990 年代を通じてウガンダは、AIDS は「フリーセックスをする」人々だけでなく誰をも襲う可能性があるという考え方を支持していた。この考え方は、AIDS キャリアーの人権を尊重し、彼らを暴力と差別から守る上で決定的に重要であったことが判明している。禁欲だけを説くプログラムはいまや、AIDS キャリアーに烙印を押し、彼らの行為をふしだらだとか非難に値すると判断するための理由をウガンダ人に与えている」

- 5.107 ウガンダで NGO に資金提供を行っている Global Fund は 2005 年 8 月 24 日に、「Global Fund はウガンダへの助成金を中止する」という声明を出し、次のように述べた。

「AIDS、結核及びマラリアと闘う Global Fund は、ウガンダに対する 5 件の助成金のすべてを一時的に中止し、ウガンダ財務省に対して、助成金の有効な管理を確実にするための新たな仕組みを定めることを求めた。Global Fund の決定は、5 件の助成金の 1 件について PricewaterhouseCoopers がレビューを行ったところ、保健省の Project Management Unit (PMU) による重大な不始末が明らかになったことに基づいていた。PMU はこれまで、ウガンダにおける Global Fund プログラムの実施を監督する責任を負ってきた。このレビューは HIV/AIDS 助成金の第 1 弾を中心として行われたが、同じ PMU が 5 件の助成金すべてを管理しており、リスクを最小限に抑えるために 5 件のすべてが一時的に中止された。その他の助成金には、HIV/AIDS への助成金第 2 弾、マラリアと闘うための 2 件の助成金、結核を対象とする助成金 1 件がある。これらの助成金は 2 年間にわたって総額 2 億 100 万ドルにのぼり、その内 4,540 万ドルがこれまでに交付されている」

精神疾患

5.108 世界保健機構 (WHO) の 2005 年世界報告書によれば、以下の通りである。

「ウガンダにおける精神保健事業は 1960 年代に地方分権化され、地域の紹介病院に精神保健科が設けられた。これらの科は監獄のようで、精神科の臨床医が配置されていた。業務の悩みの種は、スタッフの士気の低さ、慢性的な医薬品不足とコミュニティ活動の財源がないことであった。ほとんどの人は精神疾患についてほとんど理解がないか、有効な治療やサービスが利用可能であることを知らなかった。患者の最大で 80% が、保健制度に報告をする前に伝統的な治療師に頼った。1996 年に WHO の奨励を受けた保健省が精神保健事業の強化と、一次医療への統合を開始した。コミュニティのレベルから専門治療機関まで、てんかんの看護と児童及び成人の精神保健に関する基準とガイドラインが策定された。医療従事者は一般的な精神疾患と神経疾患を認識、管理するため、または専門医に紹介するための訓練を受けた。監督サポートのネットワークと共に、新たな紹介システムが確立された。AIDS、青少年期の健康問題、リプロダクティブ・ヘルス、及び保健教育などの他のプログラムとの連携が設けられた。一般国民の間における精神保健についての意識向上の努力が行われた。精神保健法が改定されて、公共医療サービス法案に統合された。精神薬と神経薬が、基本医薬品リストに入れられた。精神保健は、全国的な基本医療パッケージの要素となった。現在、精神保健は保健省予算の一部となっている。10 ヶ所ある地域の紹介病院の 6 ヶ所に精神保健科が設けられることになっており、900 床ある全国の精神病院の収容能力は半分減らされることになっている」

5.109 WHO の「2005 年 Mental Health Atlas (精神保健地図)」の中のウガンダに関するプロフィールは、次のように述べている。

「精神保健政策は存在するが、2000 年に初めて策定されたものである。薬物乱用の精神保健の側面は精神保健政策の中でカバーされているために、別個に薬物乱用政策を立てる必要はなく、薬物乱用政策は存在していない。政策を構成している要素は、提唱、促進、予防、治療とリハビリである。全国的な精神保健プログラムが存在している。これは 1996 年に策定されたもので、あらゆるケアのレベルにおいて基本医療パッケージの一部として提供すべき 12 の主要サービスの 1 つとなっている」

- 5.110 2005 年 Mental Health Atlas はさらに、ウガンダには精神保健への予算配分があるが、精神保健に対する支出は保健予算総額の 0.7%に過ぎないと記している。保健の財源は主に経済援助によるもので、精神保健に有利な計らいはない。ウガンダには、精神障害者に対する障害給付はない。障害給付は低額で、精神保健についてはさらに低い。重度の精神疾患の治療が得られるのは、10 ヶ所ある地域の紹介医療センターと国立精神紹介病院だけで、その内の 6 ヶ所に、それぞれ 35 床をもつ地域精神保健科が設けられた。精神保健の障害給付についての詳細は入手可能でない。現在、Mental Treatment Act (精神治療法) の見直しが行われている。
- 5.111 2005 年 Mental Health Atlas は、ウガンダの一次医療レベルで一般に利用可能な治療薬、カルバマゼピン、フェノバルビタール、フェニトインナトリウム、クロルプロマジン、ジアゼパム、ハロペリドール及びリチウムの入手可能状況についても述べている。それ以外の医薬品のいくつかは、紹介医療センターでしか入手できない。

障害者

- 5.112 障害者に公民権を与えるための世界的イニシアチブを行っている International Foundation for Election Systems (IFES)は、ウガンダに関するカントリー・レポート (日付なし) で次のように記している。

「1995 年ウガンダ憲法は第 35 条で、障害者の具体的な包含について次のように述べている。すなわち、障害者は尊重すべき権利と人間的尊厳を有し、国家及び社会は、彼らが自らの精神的、身体的可能性を十全に実現することを確保するための適切な対策をとるものとする。議会は、障害者を保護するための適切な法律を制定する」

- 5.113 米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律は、障害者が雇用、教育、またはその他の国家サービスの提供における差別から保護されることを定めているが、政府はこの法律を有効に執行しなかった。社会には差別が拡がっており、雇用主は障害者に仕事や教育の機会を制限した。建物を障害者にとって利用しやすいものにするという法的規定はなかった」

- 5.114 米国国務省の 2005 年報告書は、さらに次のように記している。

「議会の 5 議席は障害者の代表のために取り置かれていた。障害者の権利保護を担当している政府機関には障害者省 (Ministry of State for Disabled Persons) 及びジェンダー・労働・社会開発省 (Ministry of Gender, Labor, and Social Development, MGLSD)があるが、両省共に、重要なイニシアチブを実行または支援するに足る財源が不足していた。法律は、障害をもつ児童に必要な特別の施設を与えることを義務づけているが、実際には、財源不足がこの規定の執行を妨げた」

- 5.115 米国国務省がこれより先に 2004 年に公表した報告書は、次のように記していた。

「児童法は、障害をもつ児童に必要な特別の施設を与えることを義務づけていたが、実際には、財源不足がこの規定の執行を妨げた」

教育制度

5.116 2006年3月8日に公表された米国国務省の2005年人権問題報告書は、次のように記している。

「政府の普遍的初等教育（UPE）プログラムにより、7年生までの無料教育が提供されたが、教育は義務ではなかった。UPEプログラムは、教育を金銭的にもっと受けやすいものにしたが、それでも保護者は学用品や若干の学校費用を支払わなければならなかった。UPEは教育の財源を増額し、教員に追加的スキルの訓練を施し、生徒対教科書の比率（教科書1冊を生徒何人で使うか）を引き下げた。

5.117 上記の報告書は、さらに次のように述べている。

「財政のひっ迫、汚職、政情不安、インフラの問題や教員の訓練不足が教育の全面的実施を妨げた。教員の給与が定時に支払われることはまれで、政府が賃金の支給を遅らせると、教員の多くが登校しなかった。6月23日に教員は低賃金に抗議するために全国的な1日ストを実施した。6月25日に財務大臣は、政府が教員の賃金を補うために予算内で追加財源を求めると発表した。しかし政府は、年末までに追加資金を支出しなかった」

5.118 上記の報告書は、以下のようにも記している。

「2002年の人口調査によれば、ウガンダの初等学校への登録率は男子で84%、女子で83%であった。理論的には、女子と男子は低学年では平等に教育を受けるが、高学年における女子の割合が低いままなのは、教育の決定を行う際に、家庭が伝統的に男子を優先するためである。男子は、初等学校を終える割合も高く、中等学校への入学試験でも女子より成績が良かった。政府は、全国的な女子教育計画を促進するためのいくつかのプログラムを続行した」

6. 人権

6.A 人権問題

概観

- 6.01 2005年のウガンダにおける人権状況に関して、2006年3月8日に公表された米国国務省の報告書（USSD 2005）は、次のように報告した。

「政府の人権記録は引き続いて低調であった。少数の分野では若干の改善があったが、重大な問題が残っていた。政府は、年度中に人権と労働者の権利を向上させるために重要な措置を取った。議会は10月には、政党が政府に参加して選挙で競争することを可能にする一連の改革を可決した。これらの改革は、7月に国民投票が行われ、政府の多党制の採択に市民が賛成票を投じたのを受けてのことだった。政府は、労働組合を結成するための煩瑣な要件を廃止するために雇用法を提案し、憲法裁判所は、全国的な労働組合連合の数を制限する規定を覆した」

- 6.02 2006年1月18日に公表された Human Rights Watch (HRW)の2005年度報告書はウガンダにおける人権問題を概観して次のように述べている。

「ウガンダは人権を前進させることができず、2005年の国際的な評判は低調であった。ウガンダ北部の紛争によって毎日犠牲者が出て、150万人を上回る人々が引き続いて国内難民キャンプで苦しい生活を送り、残酷な**神の抵抗軍（LRA）**、規律のない政府軍とウガンダ人民防衛軍（UPDF）の虐待を受けた。ウガンダ政府は20年間現職にある Yoweri Museveni 大統領に真っ向から異議を唱えている者を、亡命から戻ってわずか3週間後に反逆罪と強姦のかどで逮捕した。野党である民主改革フォーラム(FDC)の候補者である Dr. Kizza Besigye は他の22名と共に起訴された。その内の14名が保釈された時には、政府の Joint Anti-Terrorism Task Force のスタッフが黒いスーツに身を包んで裁判所の建物に入り、出席者全員がその場を去るのを阻止した。裁判長は、裁判所に対する「強姦」を非難した。その他の政敵やジャーナリストは、政府を批判したために脅迫を受け、監獄に入れられ、一部は反乱への協力または反逆罪で告発され、違法な留置所で拷問を受けた」

- 6.03 上記の報告書は、2005年に LRA が犯した虐待の概要を示している。

「ウガンダ北部の紛争は Acholi の3つの地区の住民を犠牲にし続けており、その90%以上が国内難民キャンプにいる...LRA は民間人に対する殺人、拷問、四肢切断や強姦、反乱者の指揮官への少女の強制的「結婚」を含めた性的虐待を行い、数千名の児童を拉致してむごたらしく殺害したり、少年兵となるよう強制したりした。政府が反乱者との闘いに勝利したと繰り返して保証したにもかかわらず、LRA は残忍な攻撃を仕掛け続けた...LRA は11月に外国人を標的にすると脅しをかけたようで、国際的な非政府救援組織のほとんどが一時的にスタッフを撤退させた」

「北部出身の元閣僚の Betty Bigombe が仲介したウガンダ政府と LRA の間の和平交渉は2005年初めに決裂し、戦闘が再開された。2005年2月中旬に LRA で主な交渉役を担っていた Sam Kolo 准将が政府側に寝返ってからというもの、暴力はエスカレートした」

- 6.04 上記の 2005 年報告書は次のように述べて、ウガンダ人民防衛軍（UPDF）がウガンダ北部で犯した虐待の概要を示した。

「ウガンダ北部のすべての国内難民キャンプの中、または近くに展開している UPDF の兵士と将校は 2005 年に、ほとんど全く罰を受けることなく民間人を殴打、強姦、さらには殺害するという不正行為に携わった」

- 6.05 HRW の 2005 年報告書は、さらに次のように述べている。

「調査手段としての拷問の利用が、ウガンダの治安部隊と軍隊による人権侵害で突出していた。ウガンダ政府で正規及び臨時に軍事、治安、情報を担当する機関は、非合法に容疑者を拘留、拷問してきたが、それが非公式で違法な『セイフハウス(safe houses)』で行われることが多かった。拷問と、時には 2 年間にも及ぶ長期にわたって外部との連絡を絶たれた兵舎での拘留が、一般的な犯罪者に対しても行われてきた。政府機関のウガンダ人権委員会が拷問の実施を確認する努力を行ったにもかかわらず、拷問のかどで罰せられた者はいなかった。5 月に国連拷問防止委員会は、2005 年にウガンダではまだこういった慣行が広く行きわたっていたと判断する報告書を公表した。同報告書はウガンダ政府に対して、人権侵害者に対する刑事免責を中止するよう呼びかけ、『セイフハウス(safe houses)』を廃止するよう促した」

恩赦

- 6.06 国際人権団体 Human Rights First のウガンダにおける国際的司法に関する報告書は、恩赦法が 1999 年 12 月に施行されて、投降した反乱軍兵士全員に恩赦が与えられたと記している。
- 6.07 日付のない Accord の報告書、「ウガンダ北部における暴力に終止符を打つためのイニシアチブ」において、特に「迫害を受ける可能性への危惧から帰国することを恐れている亡命中のウガンダ人」を対象とする恩赦法が国民抵抗評議会（NRC）によって可決されたことが記されていた。恩赦法は恩赦の受益者に対して、迫害または刑罰を受けない取消不能の法律的免責を与える。同法により、恩赦のプロセスを監督するために恩赦委員会と動員解除・再定住チーム（DRT）が設立された。同委員会は、全国とウガンダ北部地域において存在を確立しつつある。現在 Gulu と Kitgum には、ウガンダ西部の Arua 及び Kasese と同じく恩赦委員会の事務所があり、東部の Mbale にももう 1 つ事務所を置くことが計画されている。国内全土にわたって、4,000 人が同法に基づいて恩赦を正式に申請した。
- 6.08 2003 年 1 月 22 日付の統合地域情報ネットワーク（IRIN）の記事にも、恩赦は同国の国内または国外に居住しているいっさいのウガンダ人に適用されると記されている。
- 6.09 BBC は 2004 年 7 月 13 日付の「元反逆者がウガンダ軍に入隊」と題された記事において、逃亡した、または軍隊との衝突で救助された反乱者にも恩赦はまだ有効で、民間人住民の間での容赦の度合は高いと述べている。BBC は 2004 年 7 月 29 日のニュースレポート、「ウガンダによる『戦争犯罪』の探索始まる」において、LRA 指導者層を起訴しても、戦争を終わらせる公算は低いという懸

念が提起されたと述べている。2004年7月13日のBBCのニュースレポートは、反乱者を軍隊に統合することによる恩赦の拡大適用に言及している。

- 6.10 International Crisis Group の 2005 年 6 月 23 日の報告書、「北部ウガンダのために包括的な和平戦略を確立する」は、次のように述べている。

「法律に基づく政府機関である恩赦委員会が、この問題に関してカンパラでの主役だが、同委員会は包括的な全国的武装解除・動員解除・再統合（DDR）プログラム運営の試みを開始したばかりである。限定的な DDR プログラムが正式に開始された 2005 年 5 月以来、同委員会は援助を受ける有資格者として確認された LRA の元戦闘員 6,000 名の内の 600 名に対して、現物と現金の再統合パッケージを与えた。このプログラムは [2005 年] 5 月 27 日には Gulu に、[2005 年] 6 月 16 日には Kitgum にも拡大適用された。このプログラムが全面的に運用されるようになれば、委員会は毎日 200 名の元戦闘員を受け入れる能力をもつようになり、その一部は心裡社会的支援及びその他の追加的支援を受けるために特定の機関に回されることになろう」

言論の自由とメディア

- 6.11 Human Rights Watch (HRW) の「ウガンダにおける人権問題」に関する 2005 年の概要報告書は、次のように述べている。

「ウガンダは、比較的活気のある自由な報道を享受しており、カンパラではそれが特に顕著である。しかし、政治的に微妙なテーマに関して政府を批判したジャーナリストは依然として、脅しや逮捕に直面した。スーダンの John Garang 第一副首相が死亡した後、ラジオで人気のトーク番組のホスト、Andrew Mwenda は、Garang の死はウガンダ政府の無能力の結果であると示唆したところ、反乱の教唆のかどで告発され、2005 年 8 月 12 日に投獄された。Mwenda の視聴者参加番組を放送している KFM ラジオは 1 週間閉鎖され、Mwenda の書いたコラムを掲載していた独立系日刊紙の Monitor と週刊誌の Observer も閉鎖の憂き目にあった。Mwenda は 3 日後に保釈されて番組に復帰したが、この逮捕はウガンダでそれほど著名でないジャーナリストに対して、特に政治的にヒートアップする選挙直前に影を落とした」

- 6.12 2004 年 2 月 12 日の Amnesty International (AI) の報道発表は、次のように述べていた。

「AI は、報道の自由を含む表現の自由を保証しているウガンダ憲法の保護を求めた『Monitor』紙の現役ジャーナリスト 2 名が憲法裁判所の決定に対して控訴を行ったのを受けて、最高裁が出した判決を歓迎する。最高裁は『虚偽のニュースの公表』という犯罪は無効で憲法違反であるという判決を示し、表現の自由は基本的人権であることを再確認している。裁判所は、『表現の自由の権利はあらゆる形式の意見、観念及び情報を保有し、受け取り、開示することにも拡大適用される。正しい意見、健全な観念、または真実の情報などというカテゴリーに限定されない』と結論した」

- 6.13 2005 年 1 月 20 日付の BBC のウガンダに関するカントリー・プロフィールも、ウガンダには報道とメディアの自由があると報告している。同プロフィールには、次のように述べられている。

「政府が 1993 年にメディアに対する統制を緩めて以来、ウガンダには民間のラジオ・テレビ局が雨後の筍のように出現した。政府は折に触れて、100 局ほどある民間のラジオ・テレビ局の一部の振る舞いに不満の声を上げている。一部のメディアは、民族的緊張を高め、否定的な報道を行っていることを非難されてきた。国有の **Radio Uganda** は全国で、英語と数種の方言で放送を行っている。FM で **BBC World Service** を広く聞くことができ、カンパラでは **Radio France Internationale** が FM 放送を行っている。印刷メディアは国有の **New Vision** 紙がリードしているが、同紙はかなりの独立を享受しており、反政府的な記事を公表することが多い」

ジャーナリスト

- 6.14 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように記している。

「法律は言論と報道の自由を定めているが、政府は実際には、時としてこれらの権利を制限した。政府は時々ジャーナリストに嫌がらせや恫喝を行い、ジャーナリストは自己検閲を実践し続けた。治安部隊は、政府を批判したジャーナリストに逮捕や嫌がらせを行った。報道協会のリーダーである **William Rwebembera** は、年度中に政治家によるジャーナリストへの恫喝と嫌がらせが増えたことを公然と批判した」

- 6.15 米国国務省の 2005 年報告書は、次のようにも記している。

「メディア関連法はジャーナリストに対して、免許を有し、大学のジャーナリズムの学位またはその相等物を有するなどの一定の基準を満たすことを義務づけている。1994 年の法律は、新聞の発行を一時的に停止し、ジャーナリストが国家情報にアクセスするのを拒絶する権限をもつメディア評議会についても定めている。**Museveni** 大統領は 8 月 10 日に、ジャーナリスト数名が報道の過程において、無責任にも国家安全保障上の利益を無視したと公に主張した。大統領は同じ演説で、この無責任なジャーナリズムのパターンを続けているジャーナリストを逮捕し、報道発信源を閉鎖すると脅した。**James Buturo** 情報相は年度中にジャーナリストに対して、たとえ事実が真実である場合でさえ、報道は国益を維持するという義務をわきまえていなければならない、と念を押した」

- 6.16 米国国務省の 2005 年報告書はさらに、次のように述べている。

「政府は国家安全保障を引き合いに出して、批判的ジャーナリストを逮捕し、告訴した。政府は 6 月 1 日、国の安全保障を損なう機密資料を公表したとして、独立の **Weekly Observer** 紙の編集長とスタッフ記者 2 名を告訴した。政府は、同紙がウガンダ人民防衛軍(UPDF)における「幽霊兵士」の存在を調査している **High Command Committee of Inquiry** からの文書を違法に公表したと主張した」

- 6.17 2005 年 10 月 12 日付の「禁止されたウガンダのラジオ、放送を再開」と題されたニュースレポートで、**BBC** は次のように述べた。

「スーダンの副大統領で南部の指導者だった **John Garang** の死亡について白熱した視聴者からの電話を放送した、ウガンダのあるラジオ局に対する禁止が解除された...この電話参加番組のホスト役を務めていたジャーナリストの **Andrew Mwenda** は教唆の罪で告訴され、5 年間の実刑を言い渡される可能性があった

…Mwenda 氏は、[Garang 副大統領が死亡した] 衝突については、Yoweri Museveni 大統領に責任の一端があったと示唆したのである」

信教の自由

- 6.18 2005 年 11 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年国際的信教の自由報告書 (USSD IRF) は、次のように報告している。

「憲法は信教の自由を定めているが、政府は実際には、いくつかの小さな制限を課した。本報告書で扱われている期間中に信教の自由の尊重の状態に変化はなく、政府政策は、概して自由な宗教の実践に寄与し続けた。ただし地方当局は治安上の理由から、夜間の宗教的集会のいくつかを阻止した」

- 6.19 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように確認している。

「法律は信教の自由を定めており、政府はいくつかの小さな制限はあるものの、実際にこの権利を概して尊重した。法律は宗教団体と外国人布教者に政府への登録を義務づけており、登録を行わないことは犯罪行為である。2004 年 3 月に、カンパラのテロ防止警察は 2 名のイスラム教指導者とその他 5 名の容疑者を反逆のかどで逮捕した。このイスラム教指導者たちは、自分たちは宗教的信条によって逮捕されたと主張したが、政府は、彼らを逮捕したのは彼らが民主同盟軍(Allied Democratic Forces, ADF)の募集を行ったためであると断言した。彼らは年度末時点で、公判を待って拘留中であつた」

- 6.20 2005 年 USSD IRF 報告書は宗教間の緊張について次のように述べている。

「社会における宗教間の関係が概して友好的であることが、信教の自由に寄与したが、一夫多妻主義に対する新たな制限を含む民主的關係法案(Domestic Relations Bill)が、数千人のイスラム教徒を街路での平和的デモ行進へと引き出した。この法案は、夫が新たな妻を平等に養えるだけの経済手段を有し、現在の妻たちがその後の結婚に同意する場合にのみ一夫多妻主義を認めることによって、これを制限している。同法案は法的な結婚年齢を 18 歳に維持しており、このことが、保護者の同意があればもっと若年での結婚を認めるイスラム教の風習と対立する。法案はいまなお、検討中であつた」

宗教団体

- 6.21 2005 年 11 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年国際的信教の自由報告書 (USSD IRF) は、次のように報告した。

「同国の人口はおおよそ 2,670 万人である。キリスト教徒が人口の約 85%を占めている。イスラム教徒の割合は人口のおおよそ 12%である。その他に、伝統的な土着の宗教、ヒンドゥー教、バハーイ教、ユダヤ教を含めた多種多様な宗教が自由に実践されており、合計で人口の 2%を占めると推定されている。キリスト教の宗派の中では、カトリックの信者数が最も多くて 42%、英国国教会が 36%を占めているという。セブンスデーアドベント教会、末日聖徒イエス・キリスト教会 (モルモン教)、東方正教会、エホバの証人、バプテスト教会、統一教会、ペンテコステ教会なども活動している。イスラム教徒は主にスンニ派であ

るが、アジア人コミュニティの中にはアガ・カーンのシーア派信者もいる。アジア人コミュニティには、ヒンドゥー教のいくつかの宗派の代表もいる。無神論者はほとんどいない」

6.22 2005 年 USSD IRF 報告書は、次のようにも述べている。

「多くの地域、特に農村部では、いくつかの宗教が混合主義的になる傾向がある。一般に深く根付いている土着の宗教が他の宗教の儀式に融合されたり、そういった儀式と共に観察されたりしており、圧倒的にキリスト教の多い地域でそれが特に顕著である」

6.23 ウガンダの宗教団体は NGO の場合と同様、すべて政府に登録しなければならない。2005 年 USSD IRF 報告書は、次のように述べている。

「新しい国内の非政府組織（NGO）は宗教団体を含めてすべて、内務省（Ministry of Internal Affairs）の一部門で NGO のサービスに対する規制と監督を行う NGO Board に登録しなければならない。NGO 登録法によれば、登録を行わないことは、6 ドル（10,000 シリング）以上 115 ドル（200,000 シリング）以下の罰金を科せられる犯罪行為である。罰金を納めなければ、組織の管理責任者が最高で 1 年間投獄される可能性がある」

「政府は、正当な宗教団体でないことを根拠に、自称宗教団体の登録を拒否した」

6.24 一部の地方政府は治安上の理由から、宗教団体の活動を一時的に制限した。2005 年 USSD IRF 報告書は、次のように述べている。

「一部の地方政府は治安上の理由から、宗教団体の活動を一時的に制限した。Ntungamo と Kayunga 地区の地方当局は、夜間に犯罪をするために人々が信者を装うという疑いから、夜間の祈祷会を禁止した。Makerere 大学当局は、講義と大学事務所業務の混乱を防ぐために、キャンパス中心部にある建物の周りでの夕方の祈祷会を禁止した。前年度とは異なり、地方当局が宗教的集会を追い払ったという報告はなかった」

集会と結社の自由

6.25 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律は特に政治団体の集会の自由を制限しているが、議会が政治体制を多党制に開放するために関連法を修正した 10 月に、いくつかの制限は解除された。活動を法的に承認されている団体については、公開の集会を開くための許可は義務づけられなかったが、こうした集会の前に警察に予告を行うことが義務づけられた。3 月 29 日に Ruhukana Rugunda 内務大臣は、任期制限を廃止するための議会の努力に関係するすべてのデモを禁止した」

6.26 USSD の 2005 年報告書はさらに、次のように付け加えている。

「憲法は結社の自由を定めているが、政府は実際にはこの権利を制限し、野党と政府に反対する団体については、それが特に著しかった。軍隊は 1 月 23 日、

野党指導者である FDC の Mugisha Muntu 少将と国会議員である UPC の Cecilia Ogwal が Lira 地区にある Aromo 国内難民キャンプで資金集めの集会に参加するのを妨害した」

- 6.27 2005 年 5 月に公表された Human Rights Watch の報告書、「ウガンダにおける拷問その他の残酷で非人間的、または人間の品位を貶める処遇または処罰に関する懸念」は、次のように述べている。

「著名な政治家も虐待の例外ではなく、UDPF は 2004 年 11 月 22 日に国会議員の Odonga Otto、Morris Ogenga Latigo 教授、Michael Nyeko Ocula の 3 人を殴打した。Information and Publicity の Dennis Savimbi Muhumuza 書記は警察の許可を受けずに Reform Agenda の雑誌を配布し、同グループのために選挙運動を行ったために 65 回の鞭打ちを受けた」

- 6.28 2006 年 2 月 13 日に発表された Human Rights Watch のウガンダに関する報告書、「政府、自由選挙に脅し」は、次のように述べている。

「Human Rights Watch は、与党が反対派支持者と独立の候補者を脅し、攻撃しているという報告を聞き、反対派立候補者は、国の管理しているテレビを通じて選挙戦を行うことをほぼ不可能と判断することが多いと述べた。Besigye はいくつかのラジオ局に放送を断られ、放送をキャンセルされたが、候補者としての Museveni 大統領が放送を断られたことは決してない。国有テレビが現職大統領の所属政党の放送に充てた時間は、全野党の合計放送時間の 6 倍であった」

- 6.29 BBC は 2005 年 3 月 24 日に、「1,000 人を上回る野党支持者がウガンダの首都カンパラで、実に稀なデモを行った」と報じて、次のように付け加えた。「...今週のデモが平和的に行われたという事実は、ウガンダにおける民主主義的变化を呼びかける人々に歓迎されるだろう」。BBC は 2005 年 3 月 31 日に、「警察は放水銃、催涙ガスや唐辛子スプレーを用いて反対派の集会を解散させた」と報じた。

雇用の権利

- 6.30 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は次のように述べている。

「法律は、警察、軍及び管理レベルの官吏を含めた政府の数多くの「基本的」従業員を例外として、労働者が労働組合を結成し、自らの選択する労働組合に加入することを認めているが、労働組合の会員数は法律によって制限されている。憲法裁判所は 6 月 24 日に、全国的な労働組合連盟の数を制限した規定を覆した。組合役員は、労働年齢にある国民のおよそ 5%に当たる 50 万人の労働者が組合に加入していると推定している。政府は新たに民営化された産業や工場で、一部の従業員が労働組合に加入する権利を執行しなかった」

「...法律は、雇用主による反労働組合的差別を禁止しておらず、組合の活動家は組合活動に対する報復から保護されていなかった。ただし、政府による組合役員への嫌がらせの事例は報告されなかった。民間企業数社が労働者に対して、組織化努力に参加しないよう強く要請したという報告があった」

「...法律はスト権を定めているが、政府はこの権利をめつたには保護せず、政府政策は、スト行為に訴える前に労使紛争を和解させるためのあらゆる努力を行うことを労使に義務づけている。年度中には、給与または給付の未払いに抗議する公務員、教員、鉄道労働者が起こしたストが3件と、高額税金に抗議して商用車の事業者が起こしたストが1件あった」

- 6.31 国際人権擁護団体の Freedom House が出した 2005 年カントリー・レポートは、次のように述べている。

「同国最大の労働組合連合である National Organization of Trade Unions は政府と政党から独立している。多数の基本的労働者が、労働組合を結成することを妨げられている。ストライキは、非常に長い調停プロセスを経て、初めて許可される」

人身売買

- 6.32 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律は具体的に人身売買を禁止していないが、人身売買関連の違法行為は禁止している。同国から、及び同国内で人身売買が行われたという報告があった。人身売買の程度に関して入手可能な統計は存在しなかった。売春のため、または性的意図をもった拘禁に対する最高刑は 7 年間の懲役で、奴隷売買の最高刑は 10 年間の懲役である」

- 6.33 米国国務省の 2005 年報告書は、次のようにも記している。

「全国警察が人身売買関連の犯罪の調査を担当しており、女性と児童の権利に関して地方警察を訓練するために、特別な児童・家庭保護課(Child and Family Protection Unit) を維持している。ウガンダ人民防衛軍(UPDF)は、人身売買犯罪を実行する LRA 戦闘員の逮捕、武装解除、または排除を担当している。政府は、人身売買の犠牲者を起訴したり罰金を科したりはしなかった。

「...政府は 3 月に人身売買と闘うための国際的作業部会への参加を開始した。この作業部会は、新たな人身売買防止法の立案努力を支援し、人身売買の防止や犠牲者への援助を行う NGO の活動の調整を行い、人身売買関連犯罪について試験的に起訴を行うイニシアチブを監督することを義務としていた」

- 6.34 2005 年 6 月の米国国務省の「人身売買」報告書からの抜粋には、次のように書かれている。

「ウガンダ政府は人身売買廃止の最低基準を全面的に守っていないが、そうするためにはかなりの努力を行っている。ウガンダは強制労働や性的搾取を目的に人身売買される男性、女性、児童の供給国であり、目的国である。2005 年 3 月には全国的な人身売買防止作業部会が設立された」

移動の自由

- 6.35 2006年3月8日に公表された米国国務省の2005年人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律はこうした権利を定めているが、政府は実際には、こうした権利を時々制限した。既婚女性が子供を旅券に併記しようとする場合には、申請の際に夫の許可を書面で得なければならない。政府職員が野党党員の旅券を押収したり、移動を妨げたりしたという報告はなかった」

- 6.36 上記のUSSD報告書は、次のように述べている。

「LRAとKaramojongの兵士からの攻撃が続いたため、Acholi族とIteso族の多くは家を後にして、都会、国内難民キャンプやウガンダ人民防衛軍(UPDF)と地域防衛部隊(LDU)によって警護されている村に移動した。国連人道問題調整室によれば、この暴力の結果、140万人の国内難民が登録されたという。年末時点で、被害地域ごとの国内難民の人数は、Guluが462,580人、Kitgumが310,140人、Paderが319,506人、Liraが349,156人であった」

難民

- 6.37 2006年3月8日に公表された米国国務省の2005年人道問題報告書は、次のように述べている。

「法律は、1951年難民の地位に関する国連条約とその1967年議定書の定義に準じた庇護または難民資格については定めていないが、政府は難民に保護を提供するための制度を設けている。政府は実際には、迫害の恐れがある国に難民を送還するルフルマンからの保護を提供した。政府は難民資格、または庇護を付与した。国内におけるおよそ238,000人の難民の70%超がスーダン南部出身者であったが、コンゴ民主共和国、ルワンダその他の国からの難民もいた。

「...政府は1951年条約及び1967年議定書のもとでは難民適格になれない個人に一時的保護を提供し、近隣諸国からの国民に一時的再定住のための土地も提供した。政府は一般に難民と亡命希望者への援助に際して、国連難民高等弁務官及びその他の人道団体に協力した。政府当局による難民の虐待または差別の報告はなかった」

- 6.38 IRINは2003年6月24日、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、ルワンダ政府とウガンダ政府が、ウガンダで暮らしているルワンダ人難民数千名の自主帰国に関する三者間協定に調印した、という報道を掲載した。少なくとも80万人のルワンダ人の生命を奪ったとされている1994年の集団虐殺の最中と後に、250万人がルワンダから逃げ出したと推定されているが、そのほとんどはTutsi族と、政治的に穏健なHutu族であった。現在、最高で26,000人のルワンダ人が主にウガンダ西部の難民キャンプにいと報じられている。2005年3月の国別情報に関する諮問委員会の会合のためになされたコメントは、2004年の1月から12月にかけておよそ2,300人のルワンダ人が帰国したと述べていた。

6. B 人権 – 具体的なグループ

民族グループ

- 6.39 2006年1月に更新された **Economist Intelligence Unit** のウガンダに関するカントリー・プロフィールは、次のように述べている。

「都市の住人と分類されるのは、ウガンダ人のおよそ12%のみで、その内の40%が、2000年の推定人口が120万人の首都カンパラに暮らしている。2番目に大きな町は、2000年の人口が65,000人程度の **Jinja** である。ウガンダの社会はこのように、圧倒的に農村的である。民族的には、主に南部に暮らす **Bantu** 族グループと、主に北部に暮らす **Nilot** 族グループに大別される。独立後間もない頃には、インドとパキスタンを起源とするおよそ7万人のコミュニティとほぼ1万人の欧州人の重要なコミュニティがあったが、1972年に「非市民」(Idi Amin 政権の記述による)が追放されて以来、これらのグループは双方とも取るに足らないほどの規模に縮小されたが、近年はアジア人が戻って来ているという証拠がある。最も広範囲にわたって話されている土着言語は **Luganda** 語 (**Baganda** 族の言語) であるが、英語とスワヒリ語は広く使われている」

- 6.40 2006年3月8日に公表された米国国務省の2005年人権問題報告書は、次のように述べている。

「法律は人種、障害、言語や社会的地位に基づく差別を禁止しているが、政府は女性、子供、障害者や一定の民族グループに対して地方的に、または文化的に受け入れられている問題においては、この法律を執行しなかった。北部地域で続いた政情不安は、人口のかなりの部分を構成する民族グループである一部の **Acholi** 族の権利の侵害につながった。神の抵抗軍(LRA)の反乱者たちは自分たちが主に **Acholi** 族であるにもかかわらず、最も深刻な人権侵害を行った」

- 6.41 2005年1月に出された米国国務省のウガンダに関する背景的注釈は、次のように述べている。

「**Bantu**、**Nilot** 及び **Nilot-Ham** という3大民族グループに属するアフリカ人が、人口の大部分を構成している。**Bantu** が最も数が多く、これには、人口の18%を占めていて単一民族グループとして最大の **Baganda** が含まれている。南西部の個々の民族グループには、10%を占める **Banyankole** と **Bahima**、8%を占める **Bakiga**、6%を占める **Banyarwanda**、3%を占める **Bunyoro**、3%を占める **Batoro** がある。ほとんどが **Nilot** 族である北部の住民には、6%を占める **Langi** と4%を占める **Acholi** がいる。北西部では、4%を占める **Lugbara** と2%を占める **Karamojong** が、主に乾燥度のかなり高い田園地帯に居住している。人口の8%を占める **Basoga** は、東部の民族グループに属する。欧州人、アジア人、及びアラブ人が人口のおよそ1%を占め、残りは他のグループが占めている」

ACHOLI 族

- 6.42 2005年1月に出された米国国務省のウガンダに関する背景的注釈は、**Acholi** 族がウガンダの住民のおよそ4%を占めていると報告している。彼らは主にウガンダ北部に暮らしている。

- 6.43 2006年1月10日に更新された外務・英連邦省（FCO）のウガンダに関するカントリー・プロフィールは次のように記している。

「神の抵抗軍（LRA）は15年間以上にわたって、ウガンダ北部のAcholi族の地域で反政府活動を実施してきた。この反政府活動には、多くの場合彼らの大義を支持しないことに対する刑罰として、地元のAcholi族やLangi族住民に対する残酷で組織的な残虐行為が伴った。ウガンダ北部のGulu、KitgumやPader地区の人口の50%超 — およそ140万人 — が、現在では国内難民キャンプに暮らしている。ウガンダは2002年3月にLRAに対して大規模な軍事作戦（「鉄拳作戦(Operation Iron Fist)」と呼ばれている）を開始し、これに対してLRAはウガンダ北部での攻撃を強化して対応した。国際社会は、2005年初頭に対話を始めようとしたウガンダの元閣僚、Betty Bigombeの努力を支持した。10月に国際刑事裁判所は、Konyを含めたLRAの指導者5名に対する逮捕状を発行した。

- 6.44 米国国務省の2005年報告書は、次のように述べている。

「北部と東部における内乱が、主にGulu、Kitgum、Pader、Lira、Apac、Soroti地区に居住しているAcholi、Langi、Ateso族の権利侵害につながった。LRAの反乱者はその多くがAcholi族であるが、Acholi族その他の民族グループに対して虐待を行った。LRAは特に、Acholi族及びその他の民族のメンバーの殺害や誘拐に関係しているとみなされている（セクション1.gを参照）。年度中にウガンダ人民防衛軍(UPDF)は、LRAに対する戦闘活動中にAcholi族に対する虐待を行った」

- 6.45 米国国務省の2005年報告書は、次のようにも記している。

「LRAとKaramojongの兵士からの攻撃が続いたため、Acholi族とIteso族の多くは家を後にして、都会、国内難民キャンプや、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)とLDUによって警護されている村に移動した。国連人道問題調整室によれば、この暴力の結果、140万人の国内難民が登録されたという。年末時点で、被害地域ごとの国内難民の人数は、Guluが462,580人、Kitgumが310,140人、Paderが319,506人、Liraが349,156人であった」

KARAMOJA 族

- 6.46 Karamoja族のウェブサイト、「People of the Karamojong」は、Nilotと呼ばれる一群の人々がスーダン南部とエチオピアにあるNile Valley近くの地域から移動して、Karamojaの高地にある乾燥した台地に定住したと記している。彼らは牧畜と近隣にいる家畜を襲うことを中心に展開する文化を築き、それが数世紀にわたってKaramojong文化の一部となっている。

- 6.47 米国国務省の2005年報告書は、次のように記している。

「年度中に、Karamojong民族グループの武装した牛泥棒による襲撃がKatakwi、Nakapiripirit、Moroto、Sironko、Kitgum及びKapchorwa地区で続いた。これらの襲撃の結果、民間人200名以上が死亡し、数千名が国内難民となった。政府は年度中、Karamoja族の武装解除プログラムを続行した（セクション5を参照）。ウガンダ人民防衛軍(UPDF)の部隊は、武装したKaramojongの戦士との衝突中に無数の人々を死亡させた。

...年度中に、北東部の Katakwi、Kotido、及び Kapchorwa 地区で武装した Karamojong 族の兵士が襲撃を行った結果、およそ 200 名が死亡した。これらの襲撃により、北東部での民族的緊張が悪化したと報じられている（セクション 1.a を参照）。Karamoja 族に対する政府の強制的な武装解除プログラムは UPDF と Karamojong 族との間の対立を引き起こしてきたが、Karamojong 主導の解決策を目指す交渉と共に続いた。UPDF と警察は、牛泥棒を逮捕し、国境を越えての襲撃を防ぐことによって、治安状況を改善しようとする努力を続けた」

- 6.48 Karamoja 族のウェブサイト、「Culture of the Karimojong」には、次のようにも記されている。

「Karimojong はこれまで常に、田園の遊牧民だった。彼らは牛、ヤギ、羊を飼い、ケニアの Turkana (Matheniko) の近くに暮らす人々は特にラクダやロバを飼っている。Karamojong は過去には、牧草地と水の入手可能状況を考えて順繰りに放牧をおこなう移牧制度を実践していた。植民地政権が郡、地区や国境を設けたことが政情不安定と相まって、この実践の一部を妨げ、植物種に比しての家畜動物の過剰、水飲み場への動物の過剰な集中につながった。畜牛は Karamojong 族にとって日々の暮らしや定期的に起きる飢饉に対する保険、婚資となる主な手段であり、人の社会的地位の象徴と見なされている。畜牛は食物、衣服/寝具を提供し、主に草を食んでいるヤギも同じものを提供するが、ヤギは主に文化的儀式用である」

- 6.49 ウガンダ人権委員会(UHRC) は 2004 年 3 月に「Karamoja における人権と平和の探求」という報告書を公表したが、この報告書の冒頭には、次のように書かれている。

「Karamoja と隣接地区における紛争は歴史的なものである。ウガンダの代々の政権はこの紛争に対処しようとしてきたが、その成否の度合は様々である。今日まで、この問題に対する永続的な解決策はなく、その結果、生存権、教育を受ける権利、平和と安全の権利、十分な生活水準を享受する権利、私有財産権、発展の権利、差別からの自由、健康の権利、拷問、非人間的で品位をおとしめる処遇からの自由をはじめとする数々の人権の保護が疑問視されている」

- 6.50 同報告書には、UHRC の結論が次のように書かれている。

「UHRCは、開発努力が行われるのと並んで人権体制が改善されるのを見たいと考えている。この2つは互いに連結しており、互いに切り離すことができないからである。人権の実現が、同地域における総合的な人間開発の向上によって高まることは明白である」

女性

- 6.51 2006 年 1 月 10 日に公表された「家庭での暴力」に関する Amnesty International の報告書は、夫と父親によって女性と女兒が殴られ、性的攻撃を受けているが、家庭内における女性に対する暴力は私的な事柄であると見なされており、当局によって犯罪としては扱われていないと述べている。

- 6.52 Human Rights Watch は 2005 年 1 月 31 日にニュースレポート、「ウガンダにおける家庭内暴力と HIV 感染」を制作し、次のように付け加えている。

「今や、女性が成人感染者の過半数を占めている。矯正されることのない家庭内暴力が、女性を HIV 感染にさらす決定的な役割を果たしている。未亡人の継承（男性が兄弟の未亡人を受け継ぐこと）などの伝統的慣行により、女性が男性の姻戚との無防備なセックスにさらされる一方で、結納金（結婚したい相手の家族に男性が行う支払い）の支払いは、女性を配偶者の物理的財産として確定し、セックスの条件を決める男性の権限を強める」

- 6.53 米国国務省の 2005 年報告書は、次のように記している。

「強姦を含めて、女性に対する暴力が依然として一般的に行われた。2003 年に Johns Hopkins 大学が調査を行った結果、調査対象となった農村地域に暮らす女性の 3 人に 1 人がパートナーから言葉の上で、または物理的な脅迫を受けた経験があり、55%は家庭内虐待の結果として身体的傷害を受けたことが示された。特定の警察署で 9 月に警察と市民団体が実施した調査によれば、警察が家庭内暴力について受けた報告の件数は前年比で 30%増加した。法律は肉体的暴力、暴行及び強姦を禁止しているが、具体的に女性を配偶者による虐待から保護する法律はなかった。多くの法律執行官は、妻を殴るのは夫の特権であると見なし続けて、家庭内暴力の事例にはめったに介入しなかった。女性は依然として、夫を強姦または肉体的暴力で告発するよりも、離婚を求めて訴えを起こす傾向にある」

- 6.54 Women's International League for Peace and Freedom が 2005 年 9 月の世界サミットで行った PeaceWomen キャンペーン、「女性について何が争われているのか」は次のように述べた。

「ウガンダは、ジェンダーに対する関心事を反映する憲法を有することで広く称賛されてきた。同国は、職場でのアファーマティブ・アクション、性差別からの自由、女性の経済的権利に肩入れしている。ウガンダは、2015 年までに男女平等を促進することを含む国連の 8 つのミレニアム開発目標（MDG）を実施すると約束している。にもかかわらず、女性に対する本当のエンパワーメントを目指す進歩は、若干不安定である。政治職では女性が目立ち、議会の議席の 4 分の 1 近くを占めている。だが、Betty Amongi 議員によれば、ビジネスや、病院及び学校といった社会的機関における女性の権利の代表や女性の参加は男性をはるかに下回っている」

- 6.55 PeaceWomen 世界サミットは、さらに次のように記している。

「女性は、金銭的財産や土地を得るのに苦勞する。女性が土地を購入することはできるが、家族の財産はいまなお、男性が相続する。ウガンダには、家庭内暴力に適用される特別の法律もなく、家庭内暴力は現在、刑法における加重暴行に該当している。女性は配偶者が投獄された場合、自活するために法律扶助、安全なシェルター、カウンセリングや財政資源を得ることが必要である」

- 6.56 Women's International League for Peace and Freedom を介してアクセスした 2005 年 12 月 24 日の Daily Monitor 紙の記事は、次のように記している。

「女性はあらゆるハードルを飛び越えて、そうしなければ男性によって支配されるであろうポジションに手を伸ばすと決意したようである。ウガンダ初の女性大統領候補者で Entebbe にある Uganda Wildlife Education Centre の雄弁な元事務局長の Miria Kalule Obote は辞職の上、政治家の Beti Kamyá 及び大統領夫人の Janet Museveni に合流した。Okuthe はおそらく、今年最も大きく取り上げられた女性である」

6.57 米国国務省の 2005 年報告書も、次のように記していた。

「法律は選挙人団を通じて、議会で特別利益団体のために取り置かれている 81 議席を選出することを義務づけている。56 議席は女性、5 議席は組合労働者、5 議席は障害者、5 議席は青年、10 議席は軍のためで、軍の議席は Museveni 大統領が議長を務める UPDDF の最高司令部によって選ばれる。議席総数が 305 の議会の女性議員は 72 名、60 名の閣僚の内、女性閣僚は 16 名であった。女性 1 名が副議長を務め、別の 1 名が最高裁の副裁判長を務めていた。女性は、政府の Inspectorate General と全国警察の Criminal Investigation Division の責任者も務めていた。法律は議会の 56 議席も女性に割り当てている」

6.58 2004 年 1 月から 12 月にかけての事象を扱い、2005 年 1 月に公表された Amnesty International の 2004 年度年次報告書は、次のように述べている。

「少女を含めた強姦の報告が広範囲で行われ、増加しているようである。西部の Kabarole では、2004 年の第 1 四半期に 54 名の児童が強姦されたという報告があった。Gulu ではその件数は、8 月には 55 件であったが 9 月には 65 件に増加した。1 月から 6 月にかけて、南部地域では Rakai、Kalangala、Masaka 及び Sembalule の地区で 320 件の児童強姦事件が報告された。カンパラでの宝庫公件数は 682 件であったが、2003 年の同時期の件数は 437 件であった。重罪の告発を受けている者の半数近くが、児童に対する強姦で起訴されていた...サポート・サービスは依然として不十分で適切な投薬治療が行われないため、住民、特に児童と女性は HIV/AIDS を含めた性感染症にきわめて感染しやすい」

6.59 2005 年 8 月 15 日に更新された Women of Uganda Network のウェブサイトによれば、ウガンダには女性を援助するための団体がいくつかある。その中には Association of Women Lawyers (FIDA (U))、Christian Women Concern、Hope After Rape、Coalition on Violence Against Women その他が含まれている。情報源として、そのリストのコピーを添付する。

6.60 Committee for the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW) が運営している WomenWatch のウェブサイトは、ウガンダ憲法は女性が社会において重要な役割を果たしていることを認識して、性別に基づく差別を禁止すると述べている、と記している。憲法は男女に平等の権利を保証しているが、憲法はこの条文の形を変えて、いまなお行き渡っている差別的慣行に対する保護に積極的に活用できる法律にすべきである。女性は男性市民と異なって、国外で生まれた自分の子供に市民権を拡大適用する権利を享受していないという事実も、こうした差別的慣行の 1 つである。

6.61 ただし、カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada) を介してアクセスした Response to Information Requests (RIR) で、RIR は、1995 年ウガンダ憲法の第 3 章は次のように述べていると記している。

「以下の者は、生まれながらにしてウガンダ市民とする

- ウガンダの国内で生まれ、その父母または祖父母の 1 名が、1926 年 2 月 1 日におけるウガンダの国境の中に存在している土着のコミュニティの成員である、またはかつて成員であってそこに居住している、または居住していた者で、本憲法の第 3 別表に記載されているすべての者
 - ウガンダの国外で生まれ、その父母または祖父母の 1 名がその者の誕生時に、生まれながらにしてウガンダの市民であったすべての者（ウガンダ 1995）」
- ただし、ウガンダでは二重国籍が禁止されていることに留意すべきである。

家族関係法案 (DRB)

- 6.62 Women of Uganda Network (WOUGNET) は、Sheila Kawamara 閣下が 2003 年 4 月 17 日に DRB の改革に関する Museveni 大統領の見解に反応して次のように述べたことを記録している。

「私は同法案に関して頑張ってきた者として、大統領声明に対応したいと思います。家族関係法は、あらゆる家族関連法、すなわち結婚、離婚、別居、相続や財産権に関するすべての法律を統合したものです。この法律は婚姻関係と家族関係を規制し、家庭における男性と女性の法的地位を決定し、家庭の安定と経済的発展を強化する上できわめて重要です。この法律の重要性は、男女の関係における不平等が創り出され維持される 3 つの重要な制度、すなわち家庭、コミュニティと国家に関係している点にあります」

- 6.63 Human Rights Watch の 2005 年の新たな報告書、「ウガンダの家族関係法案は、生命を救うだろう」は次のように述べていた。

「家族関係法案は、議会で 10 年以上にわたって元気をなくしていた。5 月に審議が予定されていた同法案は、Yoweri Museveni 大統領がこの法案は『緊急に必要とされていない』と述べた後に再度審議を延期され、婚姻上の強姦を犯罪とする同法案の規定が特に槍玉に上がった。議会の一部議員は、婚姻上の強姦など存在しない、またはこの規定が家族を崩壊させる可能性がある」と主張した」

児童

- 6.64 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように記している。

「政府は児童福祉への真摯な取り組みを示した。教育が、国家予算の最大の割合を受け取った。政府は人口に占める児童の割合が多いこと（人口の 56%が 18 歳未満であった）、司法への人員配置と財政上の制約、文化的規範のために、児童に対する幅広い保護の概略を示している児童法を有効に執行しなかった」

- 6.65 米国国務省の 2005 年報告書には、次のようにも記されている。

「児童虐待が依然として深刻な問題であり、強姦や『凌辱』と言われる少女への性的虐待が特にひどかった。凌辱は同意の有無、または実行者の年齢にかかわらず、婚姻外での 18 歳未満の少女との性的接触のすべての事例に適用される。凌辱の実行者は家族、隣人、または教師であることがしばしばであった。Save

the Children が年度中に 1,400 人の児童を対象に調査を実施した結果、女兒の 46%が性的虐待を受け、20%が強姦を受けていたことが判明した。年度中に 985 人が凌辱で有罪判決を受け、年度末時点で 3,771 人の容疑者が裁判を待っていた。凌辱の最高刑は死刑であるが、実際には凌辱事件は少女の保護者に対する支払いで和解になることが多い」

- 6.66 Women's Commission による 2005 年 2 月付の報告書、「交戦地帯で学ぶ：ウガンダ北部における教育」には次のように記されている。

「紛争の始まり以来、小学校が LRA の標的とされてきた。もう 1 つの困難は、ほとんどの人々が村を出て国内難民キャンプに行くことである。ウガンダ北部の家庭が子供を学校に通わせる余裕がある場合に、息子を選んで行かせることが多いのは、彼らは女性の伝統的役割は結婚して作物の世話をし、子供を育てることであるために教育は必要でないと感じているためである」

- 6.67 米国国務省の 2005 年報告書にはさらに、次のように記されている。

「法律は 18 歳未満の者が兵役に就くことを禁止しているが、18 歳未満の者が、時には地方官吏の共謀によって入隊することがあった。年度中には、18 歳未満の者が国軍に入隊し、地方の民兵組織に入隊した者もいたという報告があった。ウガンダ人民防衛軍(UPDF)は、少年兵を積極的に採用したことを否定したが、策略によって、または見過ごされて入隊した者があったかもしれないと述べた。2004 年 12 月以来、年齢に満たないという理由で UPDF の採用官におよそ 70 名の志願者が不合格にされた。他の報告は、UPDF が LRA の元少年戦闘員数名を容認不可能なほど長期間とどめて、諜報活動や偵察活動に利用した事例があったことを示している」

- 6.68 UNICEF の 2005 年 2 月 16 日付の刊行物、「少年兵が戦争の悪循環にはまっている」によれば、

「児童が戦闘部隊と関わっていることは、国際人道法に対する直接的な違反である。18 歳未満の児童を軍隊に採用することは、条約によって具体的に禁止されている。しかし、反乱者である神の抵抗軍 (LRA) から解放されたウガンダの元少年兵の多くが、再び武力紛争に — 今回は国軍の側で — 引き寄せられてきた...元少年兵の多くには他の仕事のスキルが全くなく、軍隊で働くことはしばしば、2 つの悪弊のましな方と見なされている...元少年兵は、社会に統合されるチャンスが必要としている。彼らは家族を見つけて学校に戻り、普通の生活を送ることを必要としているが、これにはかなり長い時間がかかる可能性がある」

- 6.69 2006 年 3 月 8 日に公表された米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように記している。

「法定結婚年齢は 18 歳であるが、親が定めた少女の結婚は、特に農村部で一般的であった。2002 年の人口調査によれば、少女 36,000 人、男子 29,031 人が 15 歳未満で結婚した」

- 6.70 2005 年に公表された UNICEF のウガンダに関するカントリー・プロフィールには、次のように記されている。

「マラリア、呼吸器感染症と下痢が、5歳未満の死亡率の主因であり、基本指標の数値は、出産1,000件あたり138である。およそ20,000人の乳児が、毎年母子感染によってHIVに感染している。200万人と推定される孤児の半数近くがAIDSによって孤児となっており、総数は2010年までに350万人に達すると予測されている。紛争によって故郷から逃げ出すことを強いられた140万人の80%を児童と女性が占め、200ヵ所以上のキャンプで暮らしている。4万人の児童がLRAに拉致され、攻撃される恐れからの保護を求めて、毎晩郊外の家から単独で都心部に歩いて通い、『夜間移動者』と呼ばれている」

- 6.71 Women's Commission for Refugee Women and Children が2005年2月に出した「闇の中での回復力：ウガンダ北部における児童と青少年の夜間移動者に関する最新情報」と題された報告書には、次のように記されていた。

「夜間移動者の中の女兒、成年女性、男児と成人男性、及びスタッフは、移動ルートに沿って、また都心部の寝場所で、性的嫌がらせと強姦が発生し続けていると報告している。ほとんどの青少年は、いまなお単独で、または他の青少年と小さなグループになって歩いていると報告している。夜間移動者の少数は成人と保護者であるが、ほとんどの親は概して、まだ子供たちに付き添って寝場所までは行っていない。寝場所に至る道路はいまなお無灯火で、同伴者のない児童にとっては危険である」

- 6.72 米国国務省の2005年報告書は、次のように記している。

「片親、または両親を亡くした児童が推定で200万人いた。このように多数の孤児が生まれたのは、戦争やその他の政情不安、住民の強制退去やHIV/AIDSの結果である。政府は、HIV/AIDSと北部での紛争の被害を受けた児童を援助する2件のプログラムを支援した」

保育制度

- 6.73 ウガンダのジェンダー・労働・社会開発省によれば、ウガンダには国有の孤児院はなく、国は孤児院への後援も行っていない。同省によれば、政府には児童養護施設を確立する中長期の計画はない。この情報は、英国の外務・英連邦省(FCO)を通じて提供された。

女性器切除 (FGM)

- 6.74 女性に対する暴力を根絶するために2004年3月5日にAmnesty Internationalが開始したキャンペーンで、以下が報告された。

「Kapchorwa 地区でFGMが実践されている。いかなる法律もFGMを具体的に禁止していないが、政府は公にFGMを非難している。この慣行に反対し、Ugandan Women Lawyers' Association、Safe Motherhood Initiative、National Association of Womens' Organizations in Uganda、Media Women's Association、及びAssociation of Uganda Doctorsと協力して、この慣習に反対するIACキャンペーンが行われた。政府省庁は、彼らに若干の物質的支援を与えた」

- 6.75 2005年12月5日付の議会キャンペーン、「女性に対する暴力を止めよう」で、列国議会連盟(IPOU)は女性器切除の問題について国法の現状に関する情報を

体系的に集めようとしている。現段階での現状は、ウガンダで切除と割礼が実践されて、その割合は 5%であると報じられている。こうした慣習を禁止する具体的な法律の存在については、情報がない」

6.76 米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように報告している。

「FGM は Sabiny 族と Pokot 族の集団で行われていた。Kapchorwa 地区の農村部にある Sabiny 族の集団と、北東部のケニア国境沿いに暮らす Pokot 族の集団で実践されていた FGM に反対する法律はなかった。政府、女性団体及び国際機関は教育を通じてこうした慣習と闘うためのプログラムを続行した。地方の指導者からある程度の支援を受けていたこれらプログラムは、伝統的な権威をもつ人物との密な協力と仲間によるカウンセリングを重視していた」

6.77 ただし、New Vision 紙に掲載された 2005 年 1 月 25 日付のある記事によれば、「同地区の 49 の行政区分すべてから集められたデータは、この儀式を経験した女性の数が、2002 年の割礼シーズンの 621 人から大幅に減ったことを明らかにした。データは、仲間同士の教育と、一部はケニアからやって来て割礼を行う外科医を対象とするイニシアチブにより、261 人の女性が切除から救われたことを示した」

6.78 2003 年 11 月 19 日付の Monitor 紙の記事は、Sabei Elders Association の William Cheborion 議長が、現在では Sabiny 族の 75%が FGM の実践に反対していると述べたと報じた。同議長は、FGM を支持する人の数は現在ではごく少数であると語った。Cheborion 議長は、この風習を 2006 年には廃止することを目指していると述べた。

同性愛者、両性愛者、性同一性障害者 (LGBT)

6.79 ウガンダのソドミー法のウェブサイトは 2005 年 7 月 31 日に次のように報じた。

「刑法第 140 条は『自然の秩序に反した交接』を犯罪としており、最高刑は終身刑である。第 141 条は「交接の試み」を禁止しており、最高刑は 7 年間の懲役である。第 143 条は男性同士が人前で、または私的に行う「下品なわいせつ」行為、その達成または達成の試みに対する罰則を最高で 5 年間の懲役としている。女性同士の同性愛行為については言及されていない」

6.80 2005 年 7 月 12 日に公表された Human Rights Watch の報告書、「ウガンダの同性婚禁止が、反感を深めている」は、次のように記している。

「同性同士での結婚を犯罪とするための憲法修正についての投票で、ウガンダ議会は基本的人権に対していわれない攻撃を加え、これに対する偏見に味方した。2005 年 7 月 5 日、ウガンダ議会は 111 票対 17 票で、「婚姻は男性と女性との間で行われる場合にのみ合法的である」と述べ、同性同士のカップルの結婚は非合法であるとする憲法修正案を承認した」

6.81 HRW の報告書は、さらに次のように記している。

「[2004 年] 10 月に James Nsaba Buturo 情報大臣は、ウガンダの Makerere 大学で結成されていると言われているゲイ協会に対して適切な措置を取るよう命じた。[2005 年] 2 月に、Media Council — 国営の検閲委員会 — は不

自然な性行為、同性愛と売春という違法行為を奨励するという理由で、米国の作家 Eve Ensler の書いた戯曲、「The Vagina Monologues」の上演を禁止した」

- 6.82 2002年3月4日の CDC News は、Museveni 大統領が HIV/AIDS 予防キャンペーンを成功させたことに対して政権への賞を受けながら、「ウガンダには同性愛者はいないので、主に異性愛者同士での感染である」と語ったと報じた。2002年12月に Mukono の Diocese 司教はキリスト教徒に対して、財源を提供するという口実で教会に参加したがる同性愛団体に注意するよう警告した。
- 6.83 Amnesty International が 2005年8月2日に出した声明、「ウガンダ – レスビアンとゲイ活動家に対する脅し」は次のように記している。

「2004年10月にあるラジオ局は、性的権利の活動家がウガンダにおける LGBT のコミュニティに対する差別と、彼らが HIV/AIDS に関するサービスを必要としていることについて論じたトークショーを生放送したために、罰金の支払いを強制された。Broadcasting Council はこの番組は『公衆道徳に反し』、現行法に違反していると主張して、約 1,000 米ドルの罰金を科した」

反乱者グループ

LORD'S RESISTANCE ARMY (LRA)

- 6.84 Another town in Africa: "Lira" (2005年6月24日) は、次のように記している。

「神の抵抗軍(LRA)は、元カトリックのミサの待者で自称神秘主義者、無情、無慈悲な指導者でウガンダ北部を事実上行き詰まらせた Joseph Kony によって率いられている。Joseph Kony はウガンダの Acholi 族の住む地域出身で、現在ケニアにある難民キャンプで暮らしている悪名高い Alice Lakwena を伯母にもつ。LRA はスーダン南部に本拠をもち、北部で活動している。ウガンダ北部を動揺させることを大きな関心事としてウガンダ政府を転覆させようとし、強姦、誘拐、拷問や殺人を含めてウガンダ北部の住民に残忍な暴力をしかけてきた。LRA 部隊は地方政府の官吏や職員、国際的な人道団体の護送団や国内の非政府組織の労働者をも標的にしている」

- 6.85 2005年4月27日に更新された Globalsecurity のウェブサイトは「Lord's Resistance Army」と題された報告で、次のように記していた。

LRA はゲリラ兵として訓練するために多数の民間人を拉致したが、犠牲者のほとんどは子供と青年であった。LRA は性的な奴隷、または労働させる奴隷として、若い女性を拉致した。女兒を主体とするその他の児童は売買や取引の対象となったり、LRA からスーダンの武器商人への贈り物として与えられたりしたと報じられている。LRA はことに、無数の児童を拉致して彼らを脅し、護衛、愛人、兵士として事実上の奴隷状態に置いている。Amnesty International は、児童を拉致しなければ、LRA にはほとんど戦闘員はいなくなるだろうと報じている。

- 6.86 2005年9月20日に公表された Human Rights Watch の報告書、「ウガンダ：北部で軍隊と反乱者が残虐行為を犯している」は、次のように述べている。

「戦争が 19 年目に入ろうとしている現在、ウガンダ北部では家を奪われた 190 万人の民間人が孤立し、無視され、保護されないまま、反乱者と軍隊による虐待を受けやすい状態に置かれている。LRA はウガンダ北部で民間人の大量殺戮を続け、住民を常に恐怖状態に置いている。2005 年 2 月以降、キャンプや定住地に対する反乱者の攻撃が増え、LRA が民間人を残忍に傷つける攻撃が急増している。犠牲者の手、足、鼻、耳、唇や乳房が、多くの場合刑罰として切断され、広い範囲でパニックを引き起こしている。こうした残忍な戦術は、恐怖を広げ、政府への協力を抑止する上できわめて効果が高かった」

6.87 上記の HRW 報告書は、次のように記している。

「LRA の部隊は拉致に続く教化プロセスの一部として、残虐行為を犯すことを児童に強いている。子供たちはあまりにもひどく脅され、残忍な扱いを受けるため、恐怖で家へ帰れなくなってしまうことが多い。極端な暴力は、LRA が家庭での以前のふつうの生活から拉致被害者を心理的に引き離すための方法である。12 歳のある拉致被害者は Human Rights Watch に対して、2004 年 7 月 21 日に拉致されてから、棒で民間人を殺すことに同意するまでどれほど殴られたかを語った」

6.88 2005 年 9 月に公表された Human Rights Watch の報告書、「説明責任の欠如」は、次のように記していた。

「ウガンダ議会は 2000 年に、地方当局に出頭し、反乱を断念して捨て去り、所持しているすべての武器を引き渡し、政府による恩赦証明書の交付を受けることを条件として、1986 年 1 月 26 日以降政府に反対する反乱行為に携わっていたウガンダ国民全員に恩赦を与える恩赦法を可決した。同法は、和平を推進し、ウガンダの全地域出身の反乱者が帰郷するのを奨励するための手段として推進された。同法はおよそ 15,000 人の申請者に恩赦を与えた。その中には元 LRA の反乱者もいるが、この数には、創設以来 Museveni 政権に反対してきたその他多数の武装グループも含まれている。

6.89 この報告書は、さらに次のようにコメントしている。

「帰郷する LRA の反乱者は、恩赦委員会の配布する再定住パッケージを受け取ることになっている。再定住パッケージには選択的な財源しかなく、恩赦を認められた 15,000 人のうちの 10,000 人はまだ再定住パッケージを受け取っていない。世銀はこのために、2005 年前半に 420 万ドルを放出した。帰郷する反乱者に対するパッケージの交付は、ウガンダ北部で論議を呼んでいる。もとは Paicor の難民キャンプにいた Gulu の町のある住人は Human Rights Watch に対して、草むらから出てきた反乱者たちが「人々を殺したことに対して」結構な金銭的パッケージを得ていることに苦々しさを示した」

6.90 米国国務省の 2005 年報告書は、次のように述べている。

「前年度と同じく、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)は LRA による数多くの攻撃から民間人を守ったが、紛争に終止符を打つことはできなかった。LRA の攻撃は年度中続いて、無数の残虐行為が行われた。民間人が即決裁判で、多くの場合は地元の住民に恐怖を抱かせるために陰惨な方法で処刑された...LRA の反乱者は民間の家庭、学校、IDP キャンプをも攻撃して、人々を殺害し、負傷させ、強姦し、切り刻み、または拉致した。年度中に、LRA の攻撃の結果、児童を含めて数百名が死亡し、無数の人が負傷し、家や財産が破壊された」

6.91 IRIN は 2004 年 7 月 15 日に、Gulu 地区の Unyama 川沿いにある Okidi で行われた戦闘の後、70 歳になる LRA の Kenneth Banya 「准将」が身柄を確保されたと報じた。軍のスポークスマンである Shaban Bantariza 少佐は、Banya は「LRA の指導者 Joseph Kony にとって最も位の高い助言者である」と語った。

6.92 2004 年 7 月 15 日付の IRIN の上記のニュース記事は続けて、Bantariza 少佐が IRIN に「彼は反乱のまさに中心にいた。彼が、反乱運動の背後にいた軍事面、技術面での主なプレーンである。彼はスーダンで Kony にぴったりとくっついていた」と語ったことに言及した。かつてはウガンダの国民解放軍 (UNLA) の少佐で Yoweri Museveni 大統領の護衛を務めた Banya は、18 年前に反乱が始まって以来初の、LRA の有名人捕虜となった。

6.93 2004 年 7 月 29 日付の BBC News の記事によれば、

「国際司法裁判所は、ウガンダの反乱者たちが犯した戦争犯罪の申し立てに関する調査を開始した…」と国際司法裁判所の検察側の Christian Palme 広報担当官は BBC に語った。「我々は、2002 年 7 月以降にウガンダ北部で犯されたいっさいの犯罪について調査を行っている。我々はこの件について、ウガンダ当局から全面的に支援を受けている」

6.94 ウガンダに関する Human Rights Watch の 2004 年度年次報告書によれば、

「2004 年に LRA は、国内難民キャンプやスーダンの難民キャンプに暮らしている民間人や、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)に協力していると LRA が見なしたその他の人々に対する攻撃をさらに強めて続行した。ウガンダ東部の Lira の近くにある Barlonyo キャンプを LRA が襲撃した結果、最高で 337 人が死亡した。この攻撃に続いて、キャンプでの政府の保護の欠如に怒った 10,000 人以上の人々が抗議デモを行った。多くの人々が、LRA から民間人を保護しようとする UPDF の意思とその保護の有効性について疑義を呈し、LRA が攻撃してくる時に UPDF は不在であるか対応が遅すぎることが多いと主張した。めったにないことだが、Museveni 大統領は UPDF が虐殺を止められなかったことを謝罪した」

和平プロセス

6.95 Africa Research Bulletin [ARB] Volume 41 Number 11 の 16004 ページと 16005 ページに記録されているように、ウガンダ政府は国内北部にいる反乱者が会談を行い、18 年に及ぶ内戦を終わらせるための交渉の計画について話し合えるように、2004 年 11 月 14 日に一時停戦を宣言した。Museveni 大統領は、Joseph Kony のグループの指導者層が会談を行い、草むらから出てくるようにという大統領の提案を受け入れることを確認できるように、Acholi の制限区域でウガンダ人民防衛軍(UPDF)による軍事行動を 7 日間一時停止するよう命令した。2004 年の 11 月初旬に、LRA のあるスポークスマンがラジオ局に電話をかけて、反乱者にしては珍しい声明であったが、交渉 — 及び Museveni 政権が和平へのコミットメントを示すこと — を呼び掛けた。議会は声明で、会合の後に Kony のグループが記録された声明で大統領提案を受け入れることを明確にするのであれば、UPDF の軍事行動を 10 日間停止すると述べた。

6.96 上記の ARB 報告は、軍がウガンダ北部とスーダン南部の他のすべての区域で、「...政府が LRA から、今回限りでテロ行動に終止符を打つ意思を示す、取り消し不能の誓約を得るまでは」、Kony のグループの残党に対する軍事作戦を続行すると述べたことを記している。この声明には 7 日間の停戦の詳細が示されていたが、2004 年 11 月 14 日のグリニッジ標準時 15 時から 2004 年 11 月 23 日のグリニッジ標準時 4 時までの 9 日間についての詳細が示されていた。UPDRF は休戦のために、官報で報じられた地区から 15,000 人の部隊を引き上げた。部隊は今後、国内難民キャンプ、学校や道路を警備することになる。

6.97 Reuters によれば、2004 年 12 月 30 日に Religion NewsBlog.com に掲載された 2004 年 12 月 31 日付のオーストラリアの記事は次のように述べている。

「ウガンダ政府と反乱軍である神の抵抗軍(LRA)は本日 [2004 年 12 月 30 日] 休戦協定に調印し、18 年に及ぶ血塗られた内乱を終わらせるための道を開く... 両サイド共に、休戦により、国連が世界で最もなおざりにされている緊急の人道問題と呼んだ戦争に終止符が打たれるという期待を表明した。『今日がとても重要な日であるのは、ウガンダ政府と LRA の反乱者が、今年の終わる前に戦闘を終わらせるという協定に調印することに合意したからです』と交渉責任者の元閣僚、Betty Bigombe は述べた」

6.98 ARB Volume 42, Number 1 (2005 年 1 月 1-31 日) で大きく取り上げられている報道には、次のように記されている。

「ウガンダの Yoweri Museveni 大統領は、18 年間の内戦を終わらせるための道を開くと期待されていた休戦交渉を拒否したと彼が言う者たちに対して、軍は北部で総力戦を再開すると述べた。休戦は、政府と LRA との交渉が決裂した 2004 年 12 月 31 日に終了した...ただし、交渉再開の努力が全面的に葬り去られたわけではない」

交渉の主唱者であり調停役の責任者を務めた Betty Bigombe 女史は交渉を復活させるために LRA 指導者との会談を続けた。ウガンダ人民防衛軍(UPDF)は和平交渉の失敗を受けて、LRA の反乱者を交渉の場に集めるために官報で告示した 100 平方 km の休戦地区を再占領した。

6.99 上記の記事は、以下のように述べている。

「スーダン政府と南部に本拠をもつ Sudan People's Liberation Movement/Army (SPLM/A) の間で [2005 年] 1 月 9 日に調印された包括的和平協定が、ウガンダ北部で 18 年間にわたって行われてきた戦争を解決するのに役立つはずである、と高官たちは語っている。この和平協定を受けて、SPLA の指導者である John Garang 大佐は、Joseph Kony の LRA の反乱者たちはスーダン南部から立ち退かなければならないと述べた...2005 年 1 月中旬、政府は反乱者に対して、和平提案を検討するための延長期間を与えた。Bigombe 女史が数度にわたって反乱軍の交渉チームと会談した結果、和平プロセスを軌道に戻すことで意見が一致した。Museveni 氏は、Bigombe 女史の和平交渉が失敗した場合には、アフリカ連合 (AU) が介入できると述べた。AU は別の和議案を試すことになろう。その一方で、国際司法裁判所 (ICC) は、6 ヶ月後には初めての戦争犯罪裁判を始めたいとしている。Joseph Kony がその第 1 号になる予定である」

6.100 BBC Monitoring のウェブサイトは 2005 年 1 月 12 日付の New Vision 紙の記事を掲載して次のように述べた。

「和平仲介の責任者である **Betty Bigombe** は反乱者チームのトップと会談して、来週行われる別の会合のための道ならしをし、北部地域の戦闘を終わらせる和平協定に調印するための和平条件案について話し合った。LRA の上級指揮官で反乱者のリーダー、**Joseph Kony** の腹心の部下である **Onen Kamdulu** 准将は和平に対する真摯な姿勢を示すために 3 人の妻と 1 人の子供を **Bigombe** に引き渡した。政府が LRA に渡した 11 カ条の覚書は、政府代表 2 名、LRA 代表 2 名、及び『両当事者が合意する人数の国際オブザーバー』によって構成される共同監視チームを要求している」

6.101 BBC Monitoring が 2005 年 1 月 13 日に掲載したウガンダ・テレビの報道からの抜粋は、次のように記していた。

「政府は、スーダン政府と SPLA [Sudan People's Liberation Army] との間の和平協定の調印につながった和平決議に参加した当事者を称賛した、と情報相の **James Nsaba Buturo** 博士は本日 [2005 年 1 月 13 日]、**Nakasero** [カンパラ] で開かれた毎週の記者会見で語った。... 同情報相はウガンダの全国民に対して、スーダンでこのように和平が展開しているため、**Joseph Kony** の LRA の反乱者たちには、もはやスーダン南部には本拠がなくなり、ウガンダ北部における紛争は終わると保証した」

6.102 2005 年 2 月 5 日付の **New Vision** 紙の記事は、「LRA の軍事行動を指揮している **Onen Kamdulu** 大佐が **Atyak** の **Palukere** で投降した」と報じた。同大佐は、午前 9 時ごろに妻の **Santa Lalam** 及び護衛と共にウガンダ人民防衛軍に出頭したと述べている。彼は、他の元 LRA 指揮官らに加わって戦争を終わらせると述べた。一方 **Museveni** 大統領は、反乱軍が政府との交渉をまとめられるようにするために、新たに 18 日間の休戦を宣言した。

6.103 BBC は 2005 年 2 月 16 日に、LRA の高官が投降したと報じた。この記事は、次のように述べている。

「最近行われている和平交渉で LRA の交渉役トップを担っている **Sam Lolo** 准将が、政府の調停役の **Betty Bigombe** によれば軍隊に投降したという。彼は逃亡しようとして反乱者たちに攻撃され、軍に電話をかけたため、軍が **Kitgum** 地区に彼を救出に向いた...ウガンダの元閣僚で和平交渉の調停役を務めている **Bigombe** 女史は、同准将の投降は和平交渉には影響を及ぼさず、自分は戦争を終結させるための交渉を続けると述べ、『私はすべての人に、このことが和平プロセスの終わりにはならないことを保証したいと思います。私はすでに **Vincent Otti** に話を通じており、彼は私に **Kolo** 准将の不在により、その後を引き継いで交渉役を担うと言っています』と BBC の番組、**Focus on Afrika** に語った」

6.104 BBC は 2005 年 2 月 23 日、北部の LRA の反乱者たちが 2 度の攻撃を実行して少なくとも 10 人の人々を殺した疑いがあると報じた。この攻撃は、民間人を保護するためにより多くの軍隊の展開を求める要求へとつながった。ウガンダ軍の報道官、**Banatariza** 少佐はこの攻撃以来、反乱者の追跡を行い、LRA のメンバー 8 名が死亡したと語った。

6.105 2005 年 7 月に公表され、2004 年 1 月から 12 月までの事象を扱っている **Amnesty International** の 2004 年度年次報告書は次のように述べている。

「武装反政府軍の神の抵抗軍（LRA）による悪弊が年〔2004年〕の前半に増した。政府は国際刑事裁判所（ICC）に対して、ウガンダ北部における戦争に関して戦争犯罪と人道に対する犯罪の調査を行うよう求めた。少女に対する強姦が広く行われ、その他の拷問が根強く続いた。メディアは攻撃され続けた」

6.106 Amnesty International の 2004 年度年次報告書は、次のように述べている。

「...〔2004年〕1月にICCの検事は、ウガンダ北部の紛争で犯された戦争犯罪と人道に対する犯罪を調査、起訴するための措置を取ることを発表した。これは、2003年末にウガンダ政府がICCに対してLRAの犯した犯罪について調査を行うよう求めたのを受けてのことであった。ICCの検事は7月に、LRAと政府軍双方による犯罪について調査を行うことを示した。政府はICCの調査をサポートすることを約束し、ICC規約を国内法で実施するための国際刑事裁判所法案を公布した。同法案は2004年末までに制定されていなかった」

「〔2004年〕11月に政府高官は紛争解決のための努力の最中に、LRA指導者が戦闘を停止して国際的な調停のメカニズムに携わろうとするのであれば、国はICCへの訴訟を取り下げても良いと発表した。しかし、一旦国家が当事者としてICCにある状況を付託した場合に、国家がその付託を『取り下げる』ことができるという証拠はない」

6.107 International Crisis Group (ICG)の2005年6月23日の報告書の概要、「ウガンダ北部のために包括的な和平戦略を構築する」の概観は、次のように述べている。

「2005年には、ウガンダ北部における平和はまだ可能ではないかもしれない。多くの要因が作用しているようであるが、国際的な支援が強化されている以上、Museveni政権はもっと包括的な枠組においてこれらを追求すべきであり、神の抵抗軍（LRA）の反乱者は明確に定義できる大詰めを示して、具体的な和平プロセスという文脈の中でこういった要因に本気で — しかも緊急に — 取り組む必要がある。反乱者の要求の概要は明確さを増しており、政府は柔軟な態度を表明しており、LRAの軍事的立場は薄弱になりつつある。ただし、まだ具体的な進展は見られていない。まだ答えられていない問題は、気まぐれな騒乱指導者のJoseph Konyが、自らと支持者たちの展望には交渉の方が役立つという戦略的意思決定に本当に近づきつつあるのか、それともこれまで数度にわたってそうしたように、グループの立て直しを図るために時間稼ぎをしているだけなのか、である。国際刑事裁判所（ICC）は間もなくKonyとその腹心の部下に逮捕状を出すものと見られており、そうなれば、政府とその公認の調停役であるBetty Bigombeを含めた関係者全員に、交渉努力を続行するか否かを決定すべき新たな圧力がかかることになる。あらゆる側が、堪忍袋の緒を切らしかけている。ここ数ヶ月の調停は、Acholiの民間人に向けたLRAの残虐行為が続く中で行われてきた。LRAは依然として、領土の支配ではなくテロ戦術に集中している。戦力のレベルが徐々に衰えているとは言え、LRAはいまだに目を覆いたくなるような残忍な攻撃で大惨事を引き起こすことはでき、そうなれば150万人の国内難民の再定住は阻まれ、政権は北部を確実に支配していないように見える」

ALLIED DEMOCRATIC FORCES（統一民主同盟）（ADF）

6.108 New Vision 紙は 2002 年 5 月 15 日のニュース報道で、恩赦法の施行以来、500 名を上回る ADF の反乱者が Kasese で投降したと報じている。ADF の元参謀長の Chris Tushabe Benz は 2 年前に投降し、現在ではウガンダ人民防衛軍 (UPDF) の少佐となっている。

6.109 米国国務省の 2004 年報告書は次のように述べていた。

「[2004 年] 8 月 13 日、反逆罪での告発が取り下げられて、イスラム教徒のグループのメンバー 22 名が釈放された。この 22 名は 2003 年に、ADF に資金を提供したと申し立てられて逮捕されていた」。Wikipedia のウェブサイトに掲載された answers.com の記事によれば、「2004 年の時点で、ADF はウガンダ人民防衛軍によって概ね壊滅させられていた」

WEST NILE BANK FRONT (ナイル西岸戦線) (WNBF)

6.110 National Memorial Institute for the Prevention of Terrorism (MIPT) は 2006 年 2 月 25 日、テロリストに関する情報データベース、Terrorist Knowledge Base (TKB) の West Nile Bank Front (WNBF) グループに関するプロフィールを次のように更新した。

「West Nile Bank Front (WNBF) は 1990 年代初期から、軍隊として組織されている。このグループを始めたのは、亡命したウガンダの指導者、Idi Amin の体制下で閣僚を務めた Juma Oris 元大佐であった。Oris の目的は、Amin を政権の座に返り咲かせて、現在では WNBF の大部分を構成している Amin の支配集団のメンバーが政権の特権的ポジションを取り戻せるようにすることであった。Oris はナイル西岸地区の地元住民を軍隊に徴用し、ウガンダの現指導者である Museveni に対する地元の反感に乗じて自らの信念を支持させようとした」

6.111 上記の TKB のグループ・プロフィールは次のように続いている。

「2004 年、現在は概ね勢いを失った WNBF は、600 人の反乱者がコンゴ民主共和国にある本拠地からウガンダに戻れるようにするために、ウガンダ政府との和平協定に調印した。Idi Amin の息子の Taban が、このグループの最も新しいリーダーであった」

6.112 2005 年 8 月 8 日の All Africa のニュース報道は、WNBF について次のように述べる New Vision 紙の記事を伝えた。

「5,000 人を上回る West Nile Bank Front (WNBF) の元戦闘員たちがウガンダ人民防衛軍 (UPDF) に統合される予定であると Taban Amin 少将が語った、と Frank Mugabi は書いている。Amin は、このグループには 20 年以上にわたって軍隊やゲリラを経験したタンクの指導者や砲兵隊、対空砲火隊のメンバーが含まれていると語った。Idi Amin 元大統領の息子である Amin は、かつてコンゴ民主共和国に本拠を打ち立てた反乱者のグループ、WNBF の参謀長であった。この紛争は和平協定に基づいて終結し、反乱者には恩赦が与えられた。Amin は、かつての配下の部隊員 14,300 人と連絡を取っているが、そのほとんどがナイル西岸の小地域に再定住しており、多くは UPDF [ウガンダ軍] への入隊に関心を示していると述べた。Amin は、一部は予備部隊に編成され、残りは運動 (Museveni の国民抵抗運動) の機動部隊になるだろうと語った」

UGANDA NATIONAL RESCUE FRONT (ウガンダ国民救済戦線) (UNRF II)

6.113 2002年6月25日に IRIN news が発表した報告は、次のように述べている。

「ウガンダ政府と Uganda National Rescue Front (UNRF-II)の反乱者は土曜日にウガンダの北西部にある Yumbe 地区の Kuru 郡で、西ナイル地域における政治的対話のための道づくりを目的とする正式な停戦協定に調印した。政府側の Eriya Kategaya 内務相と UNRF-II の議長である Ali Bamuze 少将が和平協定に調印したが、この協定は両サイドが、あらゆる形態の戦闘行為と交戦を『互いに、かつ撤回不能なやり方で』停止すると述べている」

6.114 Monitor 紙は 1998年9月3日付の記事に、United National Rescue Front II (UNRF II)はスーダンにある本拠地から軍事行動を行っており、スーダン政府にも支援を受けていると記した。同じ記事では、UNRF II が Juma Oris 率いる本来の派閥と、Ali Bamuzes による分派の 2 派に分裂したと報じられている。

6.115 BBC News は 2002年12月26日に、5年以上にわたる交渉の末、2日前に政府と UNRF の反乱者の間で和平交渉の協定への調印が行われたことを報じた。和平交渉で、反乱者およそ 700 名がウガンダ軍に統合されることになる一方、残りの反乱者には再定住の方策が与えられる。この記事は、UNRF の反乱者は、近年は国内を混乱させる深刻な脅威ではなかったと述べている。

6.116 Coalition to Stop the Use of Child Soldiers の 2004年グローバル・レポートは、ウガンダに関して次のように述べている。

「1997年以來スーダンに本拠を置いてきた Uganda National Rescue Front II のおよそ 1,000 人の兵士とその家族が 2002年4月にウガンダに帰国した。政府との交渉の末、135年の少年兵士が UNICEF に引き渡された」

NATIONAL ARMY/UNION FOR THE LIBERATION OF UGANDA (NALU/NULU)

6.117 Allied Democratic Forces のウェブサイトは、National Army/Union for the Liberation of Uganda (NALU/NULU)が ADF の関連グループであると主張している。彼らは、人々が死傷したテロ攻撃を実行したと断言している。GlobalSecurity.org のウェブサイトは、NALU/NULU の目的は不明確で、その軍事行動のほとんどは、地元の小作農住民に向けられていたと述べている。1994年には視界から消え、メンバーのほとんどは ADF に吸収されて組織はなくなったと考えられていた。しかし 1997年、Jafari K Salimu の指揮のもとで再び姿を表し、政権打倒に専念するというマニフェスト(資料 30)と、Museveni 大統領への会談要請の両方を出した。

CITIZENS ARMY FOR MULTIPARTY POLITICS (CAMP)

6.118 BBC Monitoring は 1999年7月、Citizens Army for Multiparty Politics (CAMP) は当初、(Obote の軍隊の参謀長であった) Smith Opon Acak 准将によって率いられていたと記した。彼は 1999年7月、ウガンダ北部の Lira の町近くにあった彼のキャンプを襲撃したウガンダ人民防衛軍(UPDF)によって射殺された。現場にいた他の 43 人の内、4 人が捕えられ、その他は逃亡した。

6.119 Monitor 紙の 2003 年 12 月 23 日付の (AllAfrica 経由の) 記事によれば、CAMP は国民抵抗運動(NRM)と闘うために武器を取った数多くのグループの 1 つである。この記事は、Amnesty International の 2003 年 12 月の報告を引用しており、それによると 2000 年から 2003 年にかけて 10,000 人の反乱者が投降して恩赦を申請した。投降した者の内、3,848 人は LRA、2,902 人は UNRF II、1,990 人は WNBF、659 人は ADF に属していた。この記事は、その時投降した CAMP のメンバーについては言及していない。

PEOPLE'S REDEMPTION ARMY (PRA)

6.120 **2005 年以前の PRA** 米国国務省の 2003 年人権問題報告書 (2004 年 3 月に公表) と 2004 年報告書 (2005 年 2 月に公表) に、PRA への言及がある。米国国務省の 2004 年報告書には、次のように述べられている。

「[2003 年] 5 月 2 日、Kabale の治安警察官が反政府グループ、People's Redemption Army (PRA) の人員募集を行ったかどで告発されていた Patrick Biryomumaisho Kirasha 及びその他 4 名を逮捕した。彼らはカンパラにある所在不明の場所に連行された。年末時点で、彼らは依然として拘留中であった」

米国国務省の 2005 年報告書には、次のように述べられている。

「過去 2 年の間、政府は People's Redemption Army (PRA) に協力したかどで 40 人以上を反逆罪で逮捕し、告発した。その内、年末までに裁判を受けた者はいない...2003 年に反政府グループの PRA のために人員を募集したかどで告訴された Patrick Biryomumaisho Kirasha とその他 4 名は、年末時点で依然として拘留中であった」

6.121 **2005 年 6 月の報道** Monitor (ウガンダの全国紙) の 2005 年 6 月 30 日のニュース報道は、次のように述べている。

「FDC の副議長の Ogenga Latigo 教授は、同校の Wilfred Ochan 校長がいまや People's Redemption Army (PRA) の募集者のレッテルを貼られたと述べた。『今では、彼が Acholi 族だということで PRA の人員採用を行っていると言われていたのです』と Latigo 教授は語った。PRA は政府の治安当局者によって FDC と結び付けて考えられている、謎の多い反政府グループである。Ochan はこれに対応して、Daily Monitor の取材に対して昨日、PRA との関係を否定した」

6.122 2005 年 6 月 29 日付で Afrika News が報道した情報は、PRA がコンゴ東部に本拠を置いて活動していると考えられていることを示している。

「[アフリカ連合は]コンゴ東部の他の武装グループには、Uvira 地域で Agathon Rwasa が率いているブルンジの Front national de liberation Forces (FNL) 、Beni/Butempo 地域の Allied Democratic Forces/National Army for the Liberation of Uganda (ADF/NALU) 、それに正確な所在地はまだ確認されていない People's Redemption Army があると述べた」

6.123 Africa News の 6 月 27 日の記事は、ウガンダ人の武装グループをかくまっていると報じられていることについてウガンダの Museveni 大統領がコンゴ民主共和国の Kabila 大統領に正式に苦情を申し立てたことを次のように報じた。

「[ウガンダの] Amama Mbabazi 防衛相は、Museveni 大統領の書簡について直接コメントすることはできないが、ウガンダがコンゴ東部における政情不安について憂慮しているのは正当なことであると述べた。『我々が治安を懸念しているのは、Allied Democratic Forces (ADF) も People's Redemption Army (PRA) も、その反乱者たちがまだ活動しており、コンゴからウガンダを攻撃する準備をしているからである』と Mbabazi は Reuters に語った。英国は最近、PRA がコンゴ民主共和国に存在しているという証拠はないと述べた」

6.124 Monitor は 2005 年 6 月 27 日付の記事で、次のように述べている。

「民主改革フォーラム (FDC) 党には、武力を用いて政権を変える計画はない、と同党の代表者の Sulaiman Kiggundu 博士は語った...彼は、常に FDC と People's Redemption Army (PRA) とを結び付けている、と政府を非難し、それは政府の想像にすぎないと述べた」

6.125 New Vision 紙 (カンパラ) の 2005 年 6 月 9 日の記事は、次のように述べている。

「民主改革フォーラム (FDC) は、People's Redemption Army (PRA) は、政府の創作であると述べた...『PRA は民主主義を弱体化させるための政府の創作である』と FDC の副議長、Latigo Ogenga 教授は語った」

6.126 Washington Times (米国) の記者は 2005 年 6 月 5 日付の記事で、PRA は神の抵抗軍 (LRA) であると断言している。現時点では、他の情報源からの裏付けは取れておらず、多くの資料はこれに矛盾しており、この関連付けは不正確なものに思われる。

「『People's Redemption Army (PRA) 』とも呼ばれている『神の抵抗軍 (LRA) 』は、『十戒』を信念とする自称預言者の Joseph Kony によって率いられている。純然たる呪術である。Kony と配下のならず者たちは過去 20 年間にわたって、およそ 20,000 人の少年を誘拐し、血に飢えたテロリストになることを彼らに強制した」

6.127 **People' Redemption Army に関する 2005 年初めの情報** Monitor 紙の 2005 年 1 月 20 日のニュース報道は、次のように述べていた。

「Chieftaincy of Military Intelligence (CMI)[ウガンダ政府の治安当局]はこれまで常に、[ウガンダ国民防衛軍の将校である Edson]Muzoora 大佐は、ウガンダと闘うためにルワンダ政府によって訓練されていると言われている新興の反政府勢力、People's Redemption Army (PRA) のリーダーの 1 人であると述べてきた」

6.128 この報道は、次のように続いている。

「CMI の責任者代行を務めている James Mugira 中佐は月曜日に Monitor 紙に対して、Muzoora は PRA の活動に深く関わっていると語った。『我々には、他の数カ所で彼と共に過ごした Ituri 族の捕虜と共に、Mugira の協力者の親戚で、Mugira についての詳細を知っている証人がいる』」

- 6.129 ただし上記の記事は、PRA のメンバーによるこうした申し立てが、Muzoora とウガンダ人民防衛軍(UPDF)のその他の活動家によって次のように反駁されていると報告している。

「亡命中の南アフリカの本拠地から Monitor 紙に宛ててファクスされたメッセージで、Muzoora は『私はこれまで決して反政府活動に加わったことはなく、そうする計画もない』と述べ、『ウガンダにおける政情が変化するまでは、南アフリカにでも他のどこにでもとどまる』と付け加えた...現在南アフリカに亡命中の Samson Mande 中佐、Anthony Kyakabale 中佐（スウェーデンに亡命中）、Kizza Besigye 大佐（南アフリカに亡命中）も、反政府の PRA とのいっさいの関わりを否定している」

- 6.130 Monitor 紙は 2005 年 4 月 8 日付の社説で、野党の FDC はウガンダ政府の PRA に関する申し立てを批判してきており、FDC のある活動家は次のように述べていると報じている。

「軍情報局(CMI)は、Peoples Redemption Army (PRA) があまりに高度な行動を行っているためにスウェーデンと南アフリカから指令を受けているが、PRA はルワンダから技術的なサポートを受けてコンゴ民主共和国 (DRC) で活動していると考えている。PRA の反乱者たちはウガンダの国内外で 1 発も発砲していない可能性があるが、普段は FDC 支持者である「容疑者」を撮影して巧みに振り付けられたパブリックビューイングで、治安警察官によってその存在が定着し、広められているのである。支持者であることが疑われている容疑者は DRC、ケニア、さらに最近ではウガンダの Arua 地区や Kanungu 地区から選ばれている。興味深いことに、捕えられた反乱者のほとんどは武器を全く所持していない。つまり、もし PRA が存在しているのであれば、おそらくアフリカ大陸でもっとも平和的な反乱軍であろう」

- 6.131 2005 年 5 月に発表された Human Rights Watch の報告、「ウガンダにおける拷問その他の残酷で非人間的、または人の品位を貶める処遇または処罰に関する懸念」は、PRA に関する意見を次のように要約している。

「治安当局者は、Reform Agenda — 現在 FDC に属している — のメンバーが People's Redemption Army (PRA)に積極的に関与していると主張している。PRA は、コンゴ民主共和国の東部にある Ituri 地区に本拠を置く反政府グループである。PRA との関連で数十名の政治的対立者その他が逮捕されてきたが、どの刑事裁判も、PRA と Reform Agenda、または FDC の間の結び付きを立証していない。このため、PRA は治安、法と秩序にとってはほとんど脅威となっていないと多くの観察者が確信している。ウガンダ国内で軍事行動を実施していないために、PRA の存在を疑問視する向きもある。一部の被拘留者は軍での拘留中に報道機関に対して PRA との結び付きを『自白した』が、後日、この自白は強要されて行ったものだと言っている。これら被拘留者は反逆またはテロで起訴され、長期間にわたって拘留されている。数名は恩赦を与えられて釈放されている」

6. C 人権 — その他の問題点

亡命失敗者の処遇

6.132 英国外務・英連邦省を介したウガンダからの 2001 年 8 月 21 日付の情報は、ウガンダの移民省が、帰国時に逮捕されるのは、ウガンダでかつて犯罪を起こして指名手配者リストに掲載されている亡命失敗者のみで、亡命失敗者としてウガンダに帰国したというだけで収監されることはないと確認したと述べている。

非政府組織（NGO）に対する処遇

6.133 米国国務省の 2005 年人権問題報告書は、次のように報告している。

「数多くの国内外の人権団体は概して、政府の制限を受けることなく活動し、人権問題事件に対する調査を行い、調査結果を公表した。政府職員は一般に、彼らの見解を受容した。国内で積極的に活動している独立のグループには、FHRI、Uganda Association of Women Lawyers (FIDA-U)、Human Rights Focus、National Association of Women's Organizations of Uganda、International Federation of Human Rights、Human Rights and Peace Center of Makerere University などがある。政府職員は、社会問題に関して NGO が主催する会議やセミナーへの出席を続け、法制や刑務所の改革で NGO に協力した」

6.134 米国国務省の報告書はさらに、次のように述べている。

「政府は ICRC、UNHCR、及び Amnesty International、Human Rights Watch (HRW) や International Justice Mission を含めたいくつもの国際的な人権 NGO の訪問を認めた。年度中に ICRC は刑務所、警察署、軍の拘置施設への訪問を続けた。ICRC は 9 月に、向こう 3 年間の ICRC の訪問を許可する政府との新たな協定に調印した」

国内難民（IDP）

6.135 国内難民 [IDP] のウェブサイトは 2005 年 12 月 12 日に、「世界最悪の国内難民危機の 1 つで、救援努力が阻まれる」で次のように報じている。

「ウガンダ北部で 200 万人の国内難民（IDP）が耐えている状況は、反乱者による攻撃で新たな国内難民が引き起こされているために悪化し続けている。この紛争史上初めて、LRA の反乱者たちは国内外の救援労働者を攻撃して殺傷した。援助機関の多くは、ウガンダ北部での作業を制限することを余儀なくされたと語っている。LRA による 3 度の攻撃で、援助労働者 2 名が死亡し、その他数名が重傷を負った。LRA による最新の戦闘は、国際刑事裁判所が LRA の指導者数名に対する起訴状を出したのを受けて起きた。一部の救援機関は、この起訴が暴力のエスカレーションにつながることを確信している」

6.136 IDP のウェブサイトには、次のようにも記されている。

「治安状況のせいで、いくつかの IDP キャンプが援助品を受け取っていない。世界食糧計画のサービスの対象になっていないキャンプがいくつかある。その理由は、安全性、またはむしろその欠如である。死亡率は倍以上に上がり、マラリア/発熱や AIDS が、彼らが報告する 5 歳未満の児童の死因のトップであった。すべてのキャンプで、利用可能な給水地点は嘆かわしいほど不十分で、人々は 1 日 3 リットル以下の水で暮らしている。住民数が 10,000 人を超えてい

るキャンプでは、限られた水場からの供給可能量を水の需要があつという間に追い越してしまうために、不足状態が悪化している」

6.137 IDP のウェブサイトは、さらに次のように述べている。

「ウガンダ保健省が最近実施した調査から、ウガンダ北部では毎週 1,000 人以上が死亡していることが明らかになった。この調査により、IDP キャンプの過密状態が健康に直接の影響を及ぼしていることから、数多くの保護上の懸念が政府の強制的な難民収容政策と関係していることが再度明らかになった。医療、水、教育、土地や避難所へのアクセスと移動の自由の否定が依然として主な懸念となっており、緊急時の基準を上回るほどの死亡率を生み出すような状況を悪化させてきた」

6.138 IDP のウェブサイトは、次のように付け加えている。

「ウガンダ北部における人道状況に対する国際的な対応は、概ね不足な状態が続いている。国連安全保障理事会は 2005 年 11 月初旬にウガンダ北部の状況について話し合うために Museveni 大統領と会談した。ウガンダで作業を行っている NGO の連合は安全保障理事会に対して、ウガンダ北部における民間人の保護を要求する決議を可決するよう強く要請した。25,000 人以上の児童の拉致や多数の民間人虐殺を含め、19 年に及ぶきわめて暴力的な戦争が行われてきたというのに、安全保障理事会はウガンダ北部に関する決議をいっさい可決していない。ウガンダで作業を行っている NGO は、安全保障理事会の代表団がウガンダ北部の危機と、援助保護の懸念に対応すべき政府の責任について明確な声明を出さなかったことに対して極度の失望を表明した。国連はこのことを考慮して最近、人道プログラム要請への支出を 2006 年には 2 億ドル以上増額する計画であると発表した」